阿久根市地域福祉計画

(令和3年度~令和7年度)

令 和 3 年 3 月 鹿児島県阿久根市

はじめに

近年,私たちを取り巻く社会環境は、少子高齢化、人口減少、核家族化の進行のほか経済 情勢などにより大きく変化しています。また、このことに伴い、地域で生活する方々の生活 課題や福祉ニーズは多岐、多様にわたっています。

こうした状況のもと、国においては、制度や分野ごとの関係を超え、地域住民や地域の関係団体が『我が事』として参画し、人と人、人と様々な資源が『丸ごと』つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現に向けた取組が進められています。

本市においても,高齢者福祉計画や介護保険事業計画,子ども子育て支援事業計画,障がい者計画等,それぞれの分野ごとの計画を策定し,各種施策を実施するとともに,必要な場合は分野を超えた連携を図りながら福祉施策充実に努めてまいりました。

しかし、地域の生活課題が多様化する中で、従来の制度ごとの施策では十分な対応が難しい状況も生じてきたことから、今回、改めて地域住民や団体等の参加・協力や関係機関等が連携した包括的な支援体制の整備に向けた取組を推進していくために、今後の地域福祉推進の指針となる「阿久根市地域福祉計画」を策定しました。

今後は、本計画に基づき、行政はもとより、地域住民、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉関係団体等との更なる連携を図り、誰もが共に支え合い、地域で誇りを持って生き生きと暮らせるまちづくりを推し進めながら、引き続き地域福祉に係る各種施策や事業の推進を図ってまいりますので、御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、御尽力いただきました阿久根市地域福祉計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力いただきました市民の皆様、福祉関係団体等多くの関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和3年3月

阿久根市長 西平良将

【目次】

第1章 計画策定の趣旨と目的

1	計画策定の趣旨と背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 1
2	「地域共生社会」実現に向けた4本の柱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	地域福祉計画とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 4
4	地域福祉計画に盛り込む事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 5
5	計画の位置付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
7	計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 7
第 2	章 阿久根市の現状と課題	
1	阿久根市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 9
2	アンケート調査の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 8
3	市民意識調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 0
4	関係団体ヒアリング調査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 1
第3:	章 計画の基本的方針	
1	「地域共生社会」実現に向けた,「我が事」・「丸ごと」の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 7
2	めざす地域福祉の姿(基本理念)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 0
3	計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 0
4	計画の体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 2
第4:	章 計画の推進	
基	本目標1 一人ひとりがつながる地域づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 5
	1 交流とコミュニケーション活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 5
	2 福祉を「知る」「学ぶ」機会の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 6
基	本目標2 地域福祉を支える担い手づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 7
	1 地域福祉活動の担い手の育成	5 7
	2 社会参加の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 8
	3 支え合いネットワークの推進	5 9
基	本目標3 誰もが笑顔で暮らし続けられる仕組みづくり・・・・・・・・・・・・・・	6 0
	1 適切なサービスを利用できる仕組みづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 0

	2	課題を抱える人に必要な支援が届く仕組みづくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 1
	3	人権尊重と権利擁護の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 2
	4	地域における安全対策と災害時の支援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 3
第 5	章	計画の推進体制	
1	言	十画の推進と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 7
2	名	ト種連携・協働による地域福祉の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 7
3	言	†画の周知 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	6 8
4	青	十画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 9
資料	編		
1	ßī	可久根市地域福祉計画策定委員会設置要綱······	7 1
2	βī	可久根市地域福祉計画策定委員会委員名簿······	7 3
3	月	引語解説·····	7 4

第1章 計画策定の趣旨と目的

1 計画策定の趣旨と背景

(1) 計画策定の趣旨

本市においては、これまでの福祉に関する各分野の取組の評価を行うとともに、国・県の動向を踏まえ、今後ますます複雑化・多様化していく生活課題に対し適切に対応するとともに、本市の地域福祉に関する理解や取組の方向性を示す総合的な福祉計画として、「阿久根市地域福祉計画(以下「本計画」という)を策定することとしました。

本計画は、社会福祉法第第 107 条第 1 項において策定が求められている市町村地域福祉計画となるものです。

(2) 社会的な動向

近年,少子高齢化の急速な進行,単身世帯の増加などの影響により、日々の暮らしにおける生活課題は複雑化・多様化するとともに、家族のつながりや地域コミュニティの希薄化,社会的な孤立化が進行し、日常生活に不安を抱えている人が増えています。

また、障害のある子の親が要介護者となる世帯や介護と育児を同時に行うダブルケア問題を抱える世帯の増加、ひきこもりなどの長期化による8050問題など、複合的な課題を抱えるケースも増えています。

このような課題に対しては、地域コミュニティが持つ役割や機能を見直すとともに、地域の中で居場所づくりを行うなど、地域や人とのつながりが感じられる社会を実現していくことが求められており、分野を超えて関係者が連携し、対応していくことが必要です。

また、高齢化が進み、支援が必要な人が増える一方で、地域福祉活動に取り組む地域住民の減少が 懸念されています。地域における支え合いや助け合いの取組が将来にわたり持続できるよう、地域福祉に関する啓発や情報発信などを進めることで、一人ひとりの関心を高め、地域福祉を担う人材や団体などの多様な担い手を支援・育成していくことが必要です。

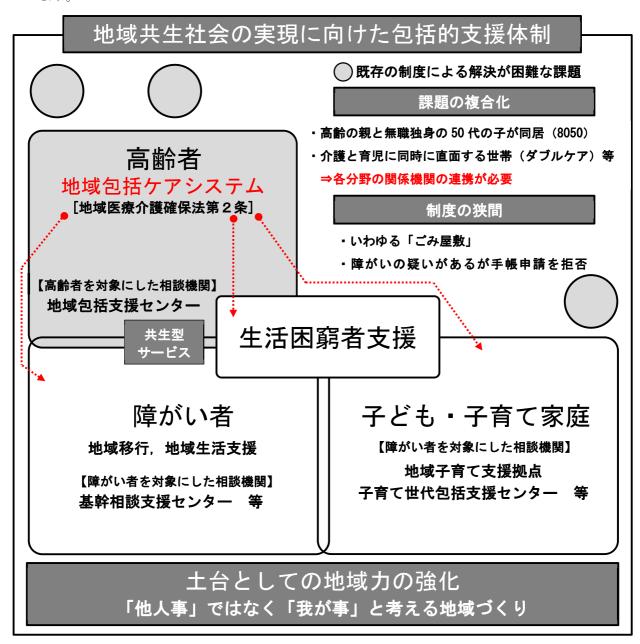
さらには、近年多発している自然災害を受けて、地域のつながりやコミュニティの必要性が改めて強く認識されるようになり、地域性を生かした相互の支え合い体制の確立を図ることが求められています。



(3) 国の動向

国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』 つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指しています。

また、社会福祉法の一部が改正され、地域福祉計画が福祉分野の各計画の上位計画として位置づけられました。平成 29 (2017) 年 12 月には、国からガイドラインが示され、地域福祉計画の策定に当たっては、「高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」や「包括的な支援体制の整備に関する事項」について、新たに盛り込むことが求められています。



2 「地域共生社会」実現に向けた4本の柱

「地域共生社会」の実現のためには、地域における「我が事」・「丸ごと」の取組(下図)を次の4つの柱に沿って進めていく必要があります。この4つの柱に基づく取組が相互に重なり合ってはじめて、各取組が持続・普及していくものとなります。

- 1. 地域課題の解決力の強化
- 2. 地域丸ごとのつながりの強化
- 3. 地域を基盤とする包括的支援の強化
- 4. 専門人材の機能強化・最大活用

地域課題の解決力の強化

- ●住民相互の支え合い機能を強化、公 的支援と協議して、地域課題の解決 を試みる体制を整備
- ●複合課題に対応する包括的相談支援 体制の構築
- ●地域福祉計画の充実

地域を基盤とする包括的支援の強化

- ●地域包括ケアの理念の普遍化:高齢 者だけでなく、生活上の困難を抱え る方への包括的支援体制の構築
- ●共生型サービスの創設
- ●市町村の地域保健の推進機能の強化、 保健福祉横断的な包括的支援のあり 方の検討

地域共生社会の実現

- ●多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- ●社会保障の枠を超え、地域資源(耕作放棄地、環境保全など)と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

地域丸ごとのつながりの強化

- ●対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- ●福祉系国家資格を持つ場合の保育士 養成課程・試験科目の一部免除の検 討

専門人材の機能強化・最大活用

3 地域福祉計画とは

地域福祉の目的は、人々が住み慣れた地域の中で、家族・隣近所・友人等とつながりを保ち、誰もが 自分らしく、いきいきとした暮らしを送ることができる社会を創ることです。

「地域福祉」の実現のためには、地域社会における暮らしの課題に対し、地域の住民や福祉関係者などが協力して解決を図り、「支援する人」も「支援を必要とする人」も、「この街に住んでよかった」と 実感できるような社会を実現するための取組と、住民が主体的に地域福祉の活動に参加したいと思える仕組みづくりを行うことが重要になります。

市民,福祉関係者,市社会福祉協議会,行政などが,それぞれの役割を果たすとともに,自分のことは自分でする「自助」,自治会の活動など自発的に相互に支え合う「互助」,社会保険制度など相互に支え合う「共助」,税負担などの負担に基づく「公助」を重層的に組み合わせ,全ての住民を社会的孤立等から援護し,地域社会の一員として包み支え合う地域福祉を推進する計画が「地域福祉計画」です。



自分自島のケア

生きがいづくり 健康づくり 介護予防など

禁助

介配保险や医療保険症ど

デイサービスやヘルパー 診療所での受診などの 社会保険制度

互助

かんなの意え合い

周りの人同士の助け合い 自治会の活動 ボランティア活動など

公助

行政化公司支援

高齢者福祉・障害福祉 生活保護などの 行政による支援

【参考】 社会福祉法(抄)

(地域福祉の推進)

- 第4条 地域住民,地域福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者(以下「地域住民等」という。)は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されているように、地域福祉の推進に努めなければならない。
- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

4 地域福祉計画に盛り込む事項

社会福祉法第 107 条第 1 項には、地域福祉の推進に関し市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項が規定されています。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 包括的な支援体制の整備に関する事項 (社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

また、2015年9月の国連サミットで採択された SDGs (Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略称)について、国連加盟 193 か国が 2016年から 2030年の 15年間で達成するために掲げた目標を取り入れ、「誰一人取り残さない」社会の実現をめざすまちづくりを進めています。この考え方を踏まえ、地域福祉においても持続可能な開発のためのまちづくりを推進しなければなりません。

SDGsには17の項目があり、地域福祉計画で主に取り組む事項は次の4項目となります。



3 すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



10 人や国の不公平をなくそう 各国内及び各国間の不公平を是正する



16 平和と公正をすべての人に

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に 司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任 のある包摂的な制度を構築する



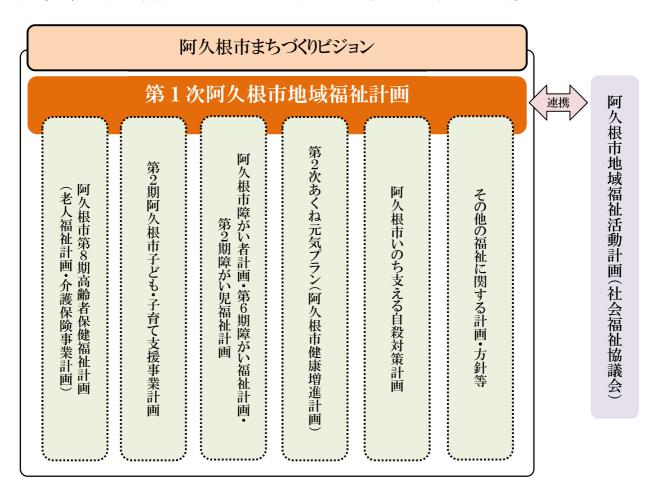
17 パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナー シップを活性化する

5 計画の位置付け

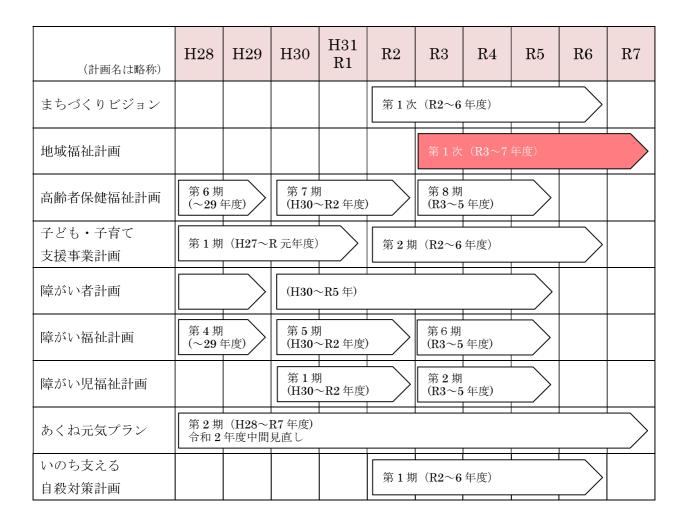
地域福祉計画とは、本市が個別に高齢、児童、障がい、その他福祉に関する各分野の上位計画とし策定 するものです。

また,市が策定する「地域福祉計画」と市社会福祉協議会が策定することとなっている「地域福祉活動 計画」は、ともに地域福祉を推進していくという共通の理念を持って策定されます。



6 計画の期間

計画の期間は,2021(令和3)年度から2025(令和7)年度までの5年間としています。本計画の期間は5年間ですが,国や県等の動向,社会状況の変化や関連計画との調整を考慮し,必要に応じて見直しを行うものとします。



7 計画の策定体制

本計画の策定に当たっては、本市の現状を把握するため、統計資料による状況分析を行うとともに、無作為抽出による18歳以上の市民2000人と、保健、医療及び福祉関係団体を対象としたアンケート調査を実施しました。

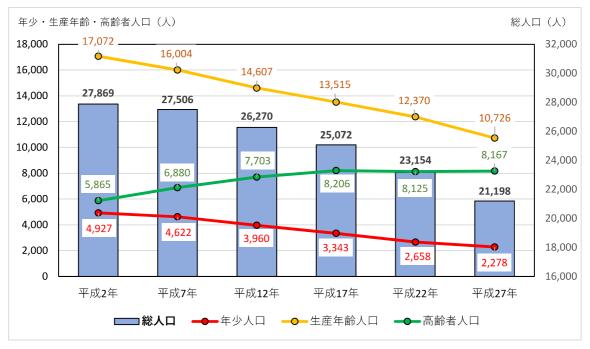
また、計画案を検討するため、保健、医療、社会福祉団体関係者及び児童福祉の関係者のほか、高齢者団体、障がい者団体、学識経験者等を委員とする「阿久根市地域福祉計画策定委員会」を設置し、幅広い意見のもと、計画素案の検討・審議を行うとともに、広く市民に意見を求める意見募集(パブリックコメント)を、令和3年2月26日から同年3月26日までの期間で実施しました。

第2章 阿久根市の現状と課題

1 阿久根市の現状

(1) 本市の人口と将来推計人口

平成 2 年から平成 27 年にかけての本市の人口は、平成 2 年の 27,869 人から減少傾向にあり、平成 27 年では 21,198 人となっています。



資料:国勢調査

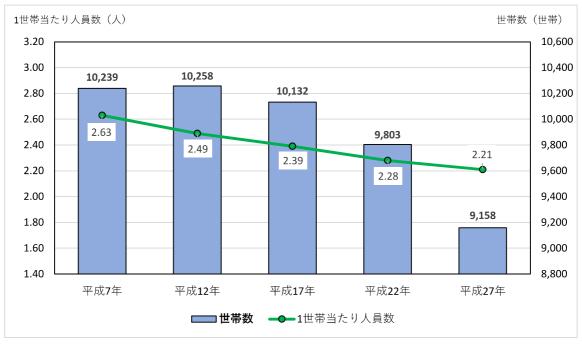
令和 2 年から令和 27 年にかけての本市の将来推計人口は、引き続き減少することが予測され、令和 27 年には現在の約 6 割となる 12,553 人になると推計されています。



資料:阿久根市まちづくりビジョン

(2) 世帯数及び1世帯当たり人員数

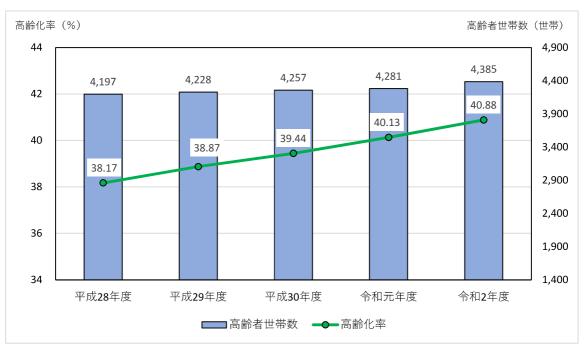
世帯数は平成 12 年には 10,258 世帯でしたが、平成 27 年には 9,158 世帯まで減少し、1 世帯当たりの人員数も平成 27 年で 2.21 人となっています。



資料:国勢調査

(3) 高齢化率及び高齢者世帯・夫婦世帯の状況

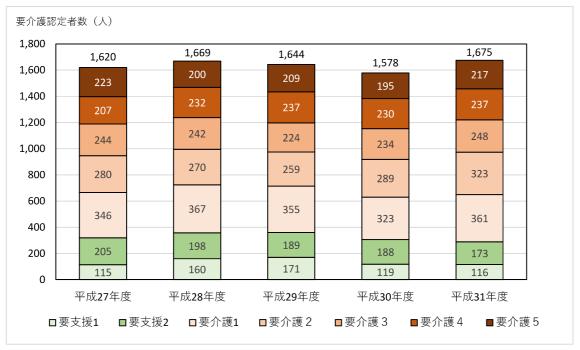
高齢化率は、平成 28 年度には 38.17%でしたが、その後上昇を続け令和 2 年度には 40.88%となっています。



資料:介護長寿課

(4) 要介護(要支援)認定者の状況

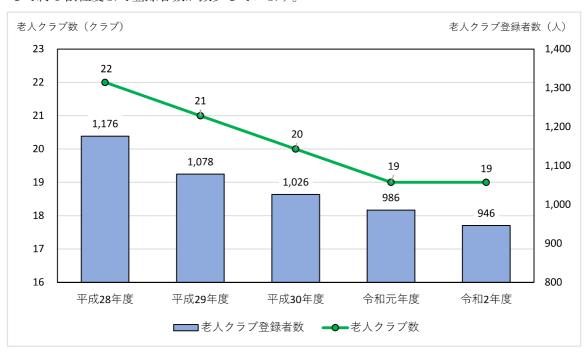
要介護認定者数の状況については、平成27年度以降横ばいで推移しています。



資料:介護長寿課

(5) 老人クラブ数及び老人クラブ登録者数

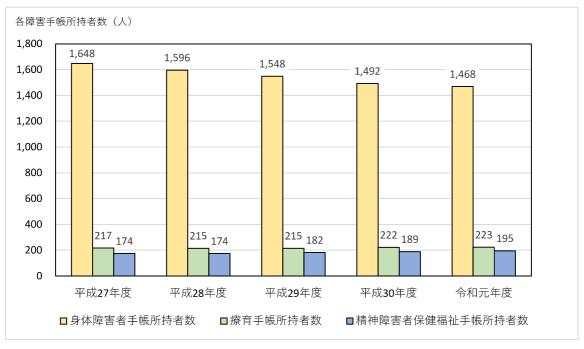
老人クラブ数は減少傾向にあり、令和 2 年度における老人クラブ数は 19 クラブとなっています。 老人クラブ登録者数も同様に減少傾向となっており、令和 2 年度では 946 人と、平成 28 年度と比較 して約 8 割程度まで登録者数が減少しています。



資料:介護長寿課

(6) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

各障害手帳所持者数については,身体障害者手帳所持者は減少傾向が見られますが,精神障害者保 健福祉手帳所持者は増加してきています。



資料:福祉課

(7) 保育園児・幼稚園児の在籍数

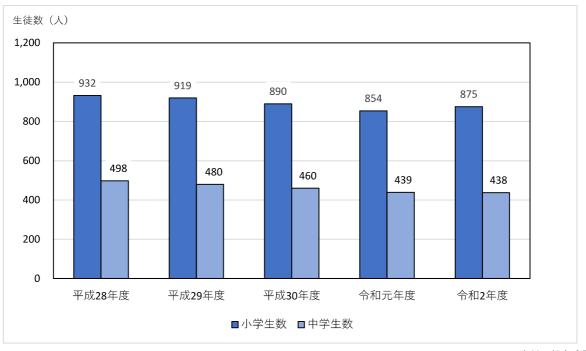
保育園児及び幼稚園児の在籍数については、民間の各園は定数を超える園児が在籍しています。定数の超過については、定員弾力化による120%による調整を行っています。



資料:福祉課

(8) 小学校・中学校の就学生徒数

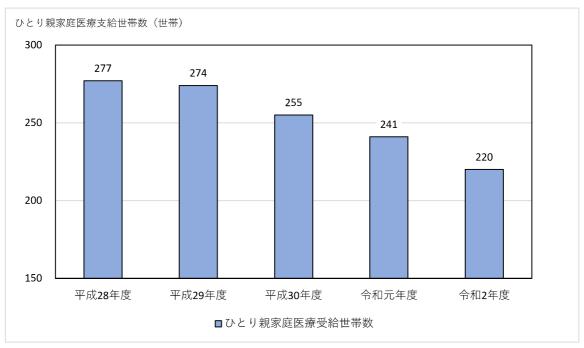
就学生徒数については、小学生はおおむね $850\sim950$ 人の間で推移しており、中学生は平成 28 年度の 498 人から令和 2 年度には 438 人と年々減少傾向が見られます。



資料:教育委員会

(9) ひとり親家庭医療支給世帯数

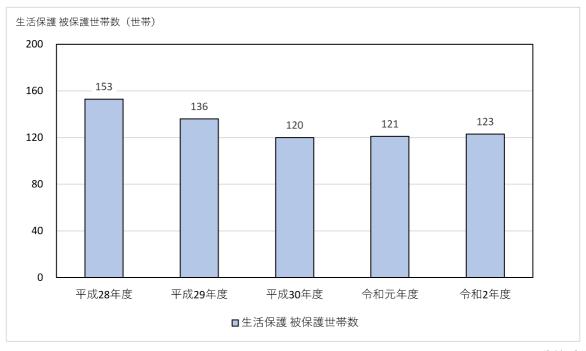
ひとり親家庭医療支給世帯数については、平成28年度以降減少傾向が続いています。



資料:福祉課

(10) 生活保護 被保護受給世帯の状況

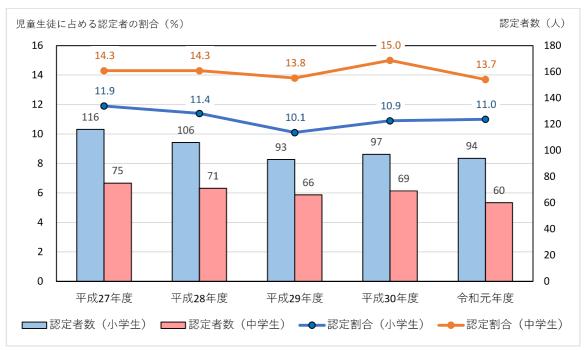
生活保護 被保護受給世帯の状況については、平成 28 年度から平成 30 年度までは減少傾向にありましたが、それ以降は横ばいで推移しています。



資料:福祉課

(11) 就学援助の認定状況

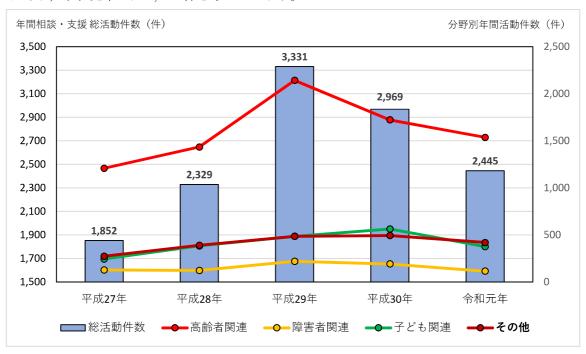
就学援助の認定状況については、小学生・中学生ともに認定割合は横ばいが続いていますが、認定者数は減少傾向となっています。



資料:教育委員会

(12) 民生委員の活動の推移

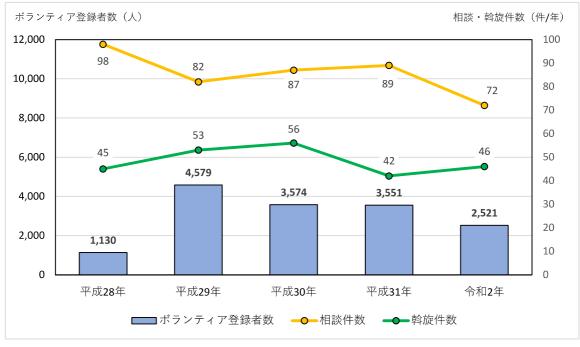
民生委員の活動状況については、年間の総活動件数は、平成 29 年の 3,331 件をピークに減少傾向にあり、令和元年では 2,445 件となっています。



資料:社会福祉協議会

(13) ボランティア登録者数・ボランティアに関する相談・斡旋件数

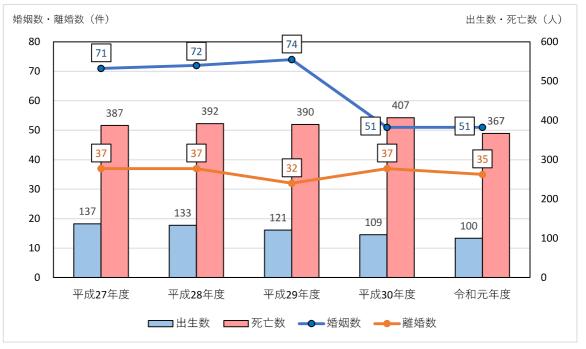
ボランティアの登録者数は、平成 29 年の 4,579 人をピークに減少傾向にあり、令和 2 年は 2,521 人まで減少しています。



資料:社会福祉協議会

(14) 出生数・死亡数・婚姻数・離婚数

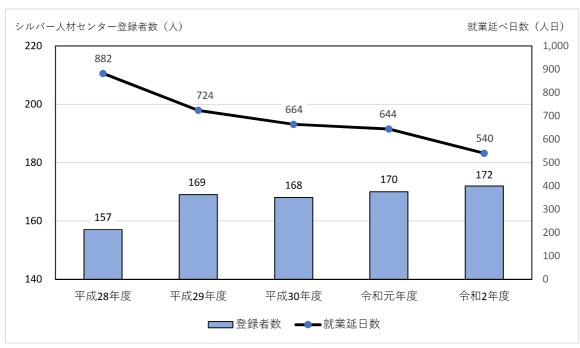
出生数および婚姻数は、平成27年度から令和元年度にかけて減少傾向にあり、死亡数と離婚数については横ばいで推移しています。



資料:市民環境課

(15) シルバー人材センター (登録者数)・就業延べ日数の状況

シルバー人材センターの登録者数は、平成28年度以降増加傾向にありますが、就業延べ日数については、平成28年度の882人日から令和2年度は540人日と減少傾向にあります。



資料:介護長寿課

(16) 自治会加入·未加入世帯数

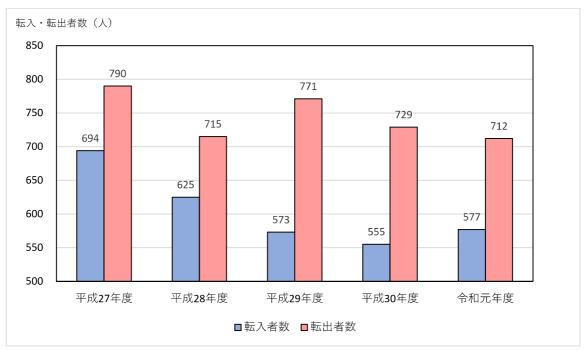
自治会の加入・未加入世帯数については、加入世帯数が平成 27 年度の 8,836 世帯から令和元年度 の 8,333 世帯へと、減少してきています。



資料:総務課

(17) 転入・転出の状況

転入・転出の状況は、平成 27 年度から令和元年度まで転出者数が転入者数を上回る転出超過の傾向が続いています。



資料:市民環境課

2 アンケート調査の概要

(1) 調査の目的

調査は、「地域福祉の推進」を図るため、地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て地域の要支援者の生活上の解決すべき課題と、それに対応する必要なサービスの内容や量等の現状を明らかにし、かつ、確保し提供する体制を計画的に整備するための事前調査として実施しました。

(2) 調査時期

令和2年7月1日~令和2年7月31日

(3) 調査対象及び調査方法

調査の種類	市民意識調査	関係団体ヒアリング調査
調査対象者	18 歳以上の市民	保健, 医療, 福祉等における各種 関係団体など
対象者の抽出	無作為抽出	_
調査方法	郵送調査	郵送調査

(4) 調査数及び回収率

調査の種類	市民意識調査	関係団体ヒアリング調査
配布数	2,000 件	12 件
回収数	877 件	11 件
回収率	43.9%	91.7%

■市民意識調査(年代別回収率)

年代	回収数	回答割合
10 歳代	4件	0.5%
20 歳代	32 件	3.6%
30 歳代	40 件	4.6%
40 歳代	85 件	9.7%
50 歳代	120 件	13.7%
60 歳代	191 件	21.8%
70 歳代	206 件	23.5%
80 歳以上	198 件	22.6%
年齢無回答	1件	0.1%

■関係団体ヒアリング調査(事業者分類回答率)

年代	回収数	回答割合
訪問サービス関係	1件	9.1%
通所サービス関係	1件	9.1%
居宅介護支援関係	2件	18.2%
施設サービス関係	1件	9.1%
地域密着型サービス関係	0 件	0.0%
その他高齢者関係	2 件	18.2%
身体障がい者関係	3件	27.3%
知的障がい者関係	1件	9.1%
精神障がい者関係	2 件	18.2%
その他障がい者関係	1件	9.1%
保育園(所)	1件	9.1%
幼稚園	0 件	0.0%
認定こども園	1件	9.1%
その他児童関係	3 件	27.3%
(小規模保育等を含む)	3 17	21.3%
その他	3 件	27.3%
無回答	0 件	0.0%

(5) 記載上の注意

- ・ 回答の構成比は百分率で表し、小数点第2位を四捨五入して算出しています。したがって、単一 選択式の質問においては、回答比率を合計しても100.0%にならないことがあります。
- ・ 複数回答の項目については、原則として、その項目に対しての有効回答者の数を基数とし、比率 算出しています。したがって、複数回答の設問は全ての比率を合計すると 100%を超えることが あります。
- ・ 集計数・グラフ・及び文章中では、選択肢の語句を一部簡略化して表している場合があります。
- ・ 性別及び年代別の「その他」「無回答」は除いて掲載しています。

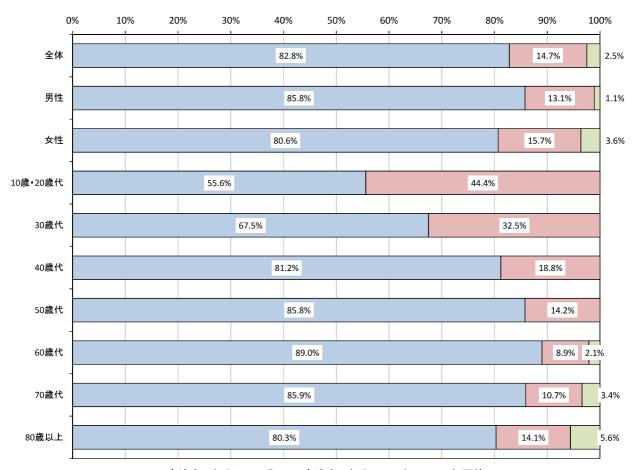
3 市民意識調査結果

アンケート調査結果① 自治会の加入状況

自治会の加入状況については、全体では「加入している」が 82.8%、「加入していない」が 14.7% となっています。

年代別では、10歳・20歳代から30歳代までは加入率が低いものの、40歳代以上は8割の住民が「加入している」と回答しています。加入率は60歳代の89.0%が最も高く、以後年代が上がると共に徐々に低下している傾向が見られます。

自治会については、「どういった活動をしているのか分からないので不安」、「未加入者への声掛けが されていない」などの意見も聞かれました。

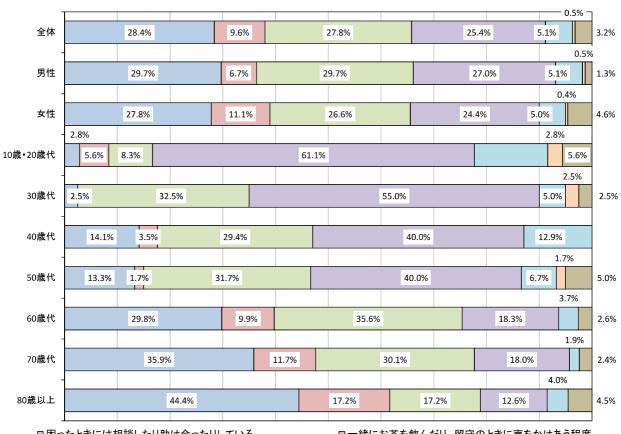


□自治会に加入している □自治会に加入していない □無回答

アンケート調査結果② 地域の人とのお付き合いの程度

地域の人とのお付き合いの程度については、全体では「困ったときには相談したり助け合ったりして いる」と回答した割合が28.4%と最も高く、次いで「たまに立ち話をする程度」が27.8%などの順とな っています。

年代別では、10歳・20歳代から50歳代では「会えばあいさつをかわす程度」の回答割合が高い傾 向が見られ、60歳代以降では年代が高くなるほど「困った時には相談したり助け合ったりしている」 の回答割合が高い傾向が見られます。



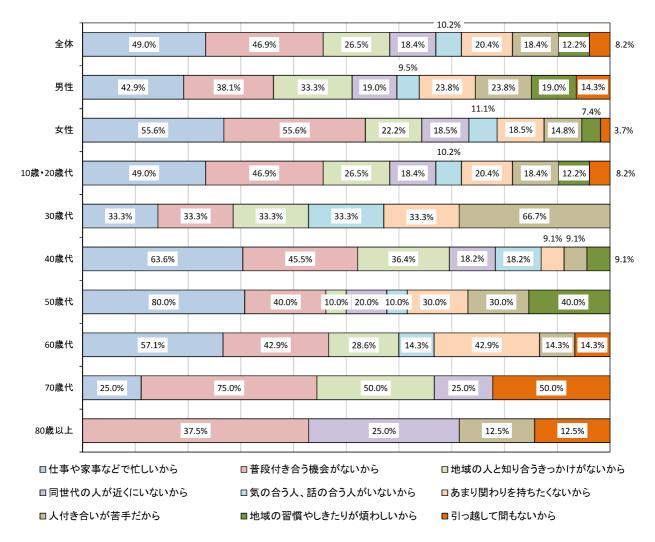
- □困ったときには相談したり助け合ったりしている
- □たまに立ち話をする程度
- □付き合いがほとんどない
- □無回答

- □一緒にお茶を飲んだり、留守のときに声をかけあう程度
- □会えばあいさつをかわす程度
- □付き合いをしたくない

アンケート調査結果③ 地域住民との付き合いがない・したくない理由(複数回答)

地域住民との付き合いがない・したくない理由については、全体では「仕事や家事などで忙しいから」と回答した割合が 49.0%と最も高く、次いで「普段付き合う機会がないから」が 46.9%などの順となっています。

年代別では、30歳代で「人付き合いが苦手だから」が66.7%、50歳代で「地域の習慣やしきたりが煩わしいから」が40.0%、60歳代で「あまり関わりを持ちたくないから」が42.9%といった回答が見られるほか、70歳代では「地域の人と知り合うきっかけがないから」、80歳代では「同世代の人が近くにいないから」などの回答割合も見られるようになっています。

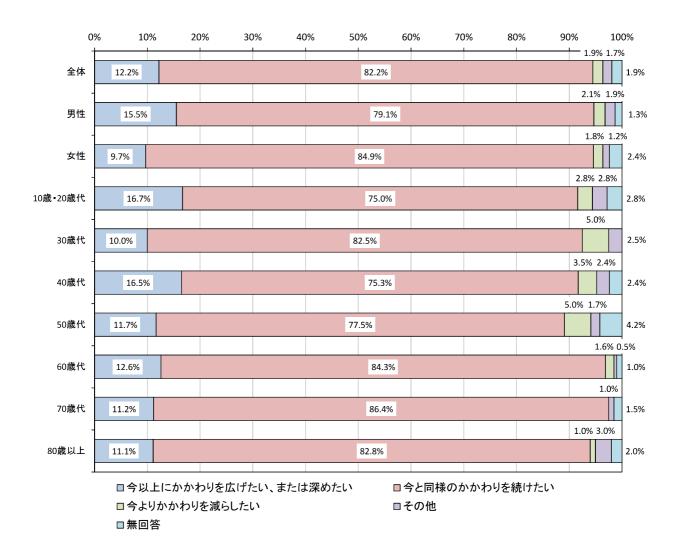


※性別、年代別において回答の割合が大きい部分については、その性別、年代別において回答が多かったことを示しています。

アンケート調査結果④ 今後の地域の付き合いの関係

今後の地域の付き合いの関係については、全体では「今と同様のかかわりを続けたい」と回答した割合が82.2%と最も高く、次いで「今以上に関わりを広げたい、または深めたい」が12.2%などの順となっています。

年代別の結果では、10 歳・20 歳代及び 40 歳代では「今以上にかかわりを広げたい、または深めたい」の回答割合が $16\sim17\%$ と他の年代よりも高くなっています。「今よりかかわりを減らしたい」の回答割合は、10 歳・20 歳代から 50 歳代にかけて、 $3\sim5\%$ となっています。



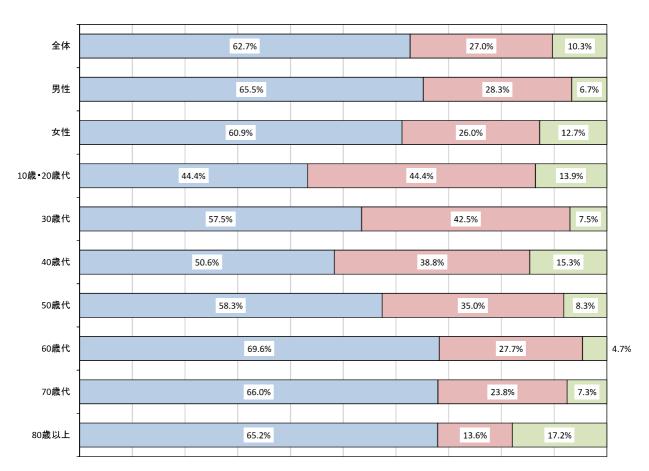
アンケート調査結果⑤ 地域の付き合いにおいて「手助けしてほしい」「手助けできる」と思うこと (複数回答)

地域の付き合いにおいて「手助けしてほしい」「手助けできる」と思うことがあるかについては、全体では「手助けしてほしい、または手助けできると思うことはある」と回答した割合が 62.7%と最も高く、次いで「手助けしてほしいことはない」が 27.0%などの順となっています。

年代別では、「手助けしてほしい、または手助けできると思うことはある」の回答割合は年代が上がるにつれて増加する傾向が見られ、逆に「手助けしてほしいことはない」の回答割合は減少する傾向が見られます。

また, 50 歳代から 70 歳代では「手助けできることはない」の回答割合は 10%以下でしたが, 80 歳以上になると 17.2%まで増加しています。

アンケートの結果から、年代が上がるにつれて、「手助けしてほしい」と思う人が増加する傾向あり、 70歳代までは「手助けできる」と思う人が一定数以上存在することが分かります。



□手助けしてほしい、または手助けできると思うことはある □手助けしてほしいことはない □手助けできることはない

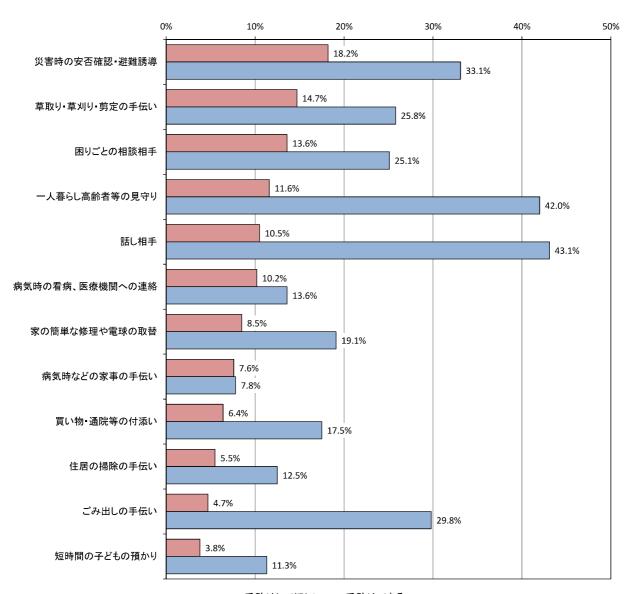
※性別,年代別において回答の割合が大きい部分については、その性別,年代別において回答が多かったことを示しています。

アンケート調査結果⑥ 地域の付き合いの中で「手助けしてほしい」、逆に「手助けできる」と思うこと(複数回答)

地域の付き合いの中で「手助けしてほしい」、逆に「手助けできる」と思うことがあるかについては、「手助けしてほしい」ことでは「災害時の安否確認・避難誘導」と回答した割合が 18.2%と最も高く、次いで「草取り・草刈り・剪定の手伝い」が 14.7%、「困りごとの相談相手」が 13.6%などの順となっています。

「手助けできる」ことでは「話し相手」が 43.1%と最も高く, 次いで「一人暮らし高齢者等の見守り」 が 42.0%, 「災害時の安否確認・避難誘導」が 33.1%などの順となっています。

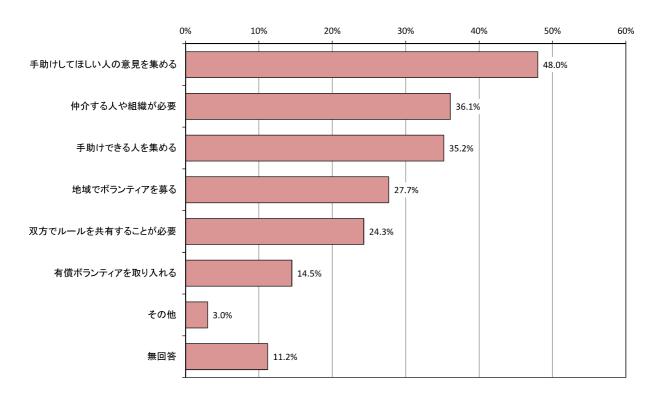
全ての質問項目において「手助けできる」が、「手助けしてほしい」の割合を上回っています。



アンケート調査結果⑦ 地域の付き合いの中で,助け合う仕組みを作るために必要なこと(複数回答)

地域の付き合いの中で、助け合う仕組みを作るために必要なことについては、「手助けしてほしい人の意見を集める」と回答した割合が48.0%と最も高く、次いで「仲介する人や組織が必要」が36.1%、「手助けできる人を集める」が35.2%などの順となっています。

また、「地域でボランティアを募る」や「双方でルールを共有することが必要」との回答も**20**%を超えています。





アンケート調査結果⑧ 地域の助け合いについてどのように考えるか

地域の助け合いについてどのように考えるかは、全体では「地域の人が互いに協力し、住みやすい地域にしていくべきである」と回答した割合が 38.0%と最も高く、次いで「市民と行政が協力し合い、ともに取り組むべきである」が 32.4%などの順となっています。

年代別では、10歳・20歳代から50歳代では「市民と行政が協力し合い、ともに取り組むべきである」の回答割合が最も高く、60歳代から80歳以上では「地域の人が互いに協力し、住みやすい地域にしていくべきである」の回答割合が最も高くなっています。



□人にできるだけ頼らず、自分でできることは自分でやるべきである□地域の人が互いに協力し、住みやすい地域にしていくべきである

□市民と行政が協力し合い、ともに取り組むべきである

□行政が支援するべきである

□その他

□無回答

アンケート調査結果③ 地域活動や行事

- 1. 地域活動や行事への参加頻度
- 2. 参加している地域活動や行事の内容
- 3. 地域活動や行事に参加していない理由
- 4. 地域の行事や活動を活発にしていくために必要なこと

■地域活動や行事への参加頻度

地域活動や行事への参加頻度については、「ときどき参加している」と回答した割合が 33.8%と最も高く、次いで「あまり参加していない」が 26.0%、「積極的に参加している」が 25.7%などの順となっています。

■参加している地域活動や行事の内容

地域活動に「積極的に参加している」または「ときどき参加している」と回答した人で、参加している地域活動や行事の内容は、「自治会の活動」と回答した割合が 75.8%と最も高く、次いで「老人クラブでの活動」が 20.5%、「PTA、子ども会等の活動」「スポーツ団体の活動」がともに 15.0%などの順となっています。

■地域活動や行事に参加していない理由

地域活動に「あまり参加していない」または「参加したことがない」と回答した人で、地域活動や行事に参加していない理由については、全体で「仕事や家事などが忙しく時間がないから」と回答した割合が40.0%と最も高く、次いで「体力的に自信がないから」が31.2%、「興味の持てる活動がないから」が21.5%などの順となっています。

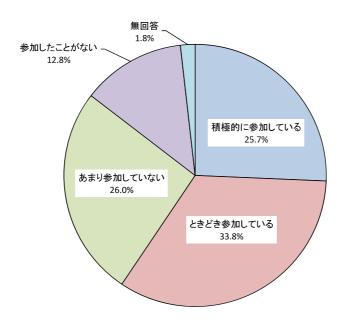
男女別では、「仕事や家事などが忙しく時間がないから」と回答した割合は男性 47.8%・女性 35.9% と、男性が女性より 11.9 ポイント高く、「体力的に自信がないから」と回答した割合は男性 25.2%・女性 34.1%と、女性が男性より 8.9 ポイント高くなっています。

年代別では、40歳代から60歳代では「一緒に参加する人がいない」「興味の持てる活動がない」といった回答も多く、70歳代以上からは大幅に「体力的に自信がないから」の回答が多くなっています。

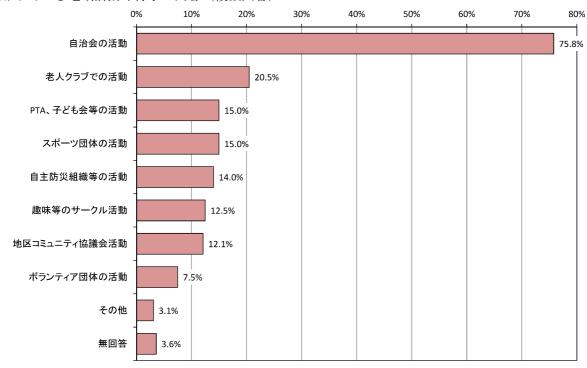
■地域の行事や活動を活発にしていくために必要なこと

地域の行事や活動を活発にしていくために必要なことについては、「活動に関する情報提供の充実」と回答した割合が 32.7%と最も高く、次いで「地域の自治会や子ども会、老人クラブなどの活動にもっと参加しやすくする」が 13.7%などの順となっています。

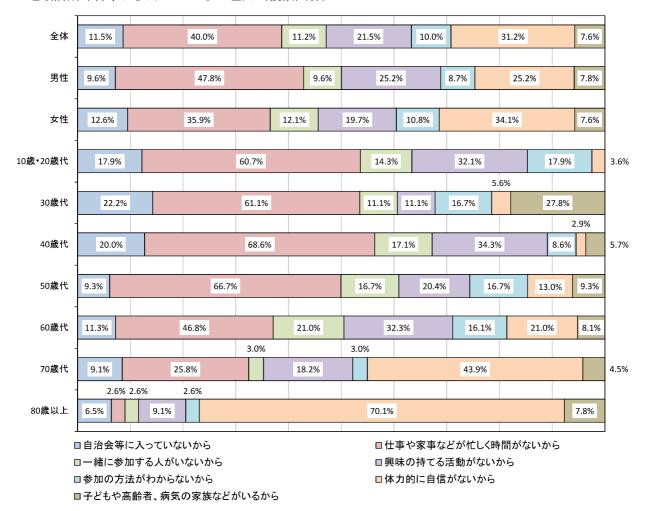
■地域活動や行事への参加頻度



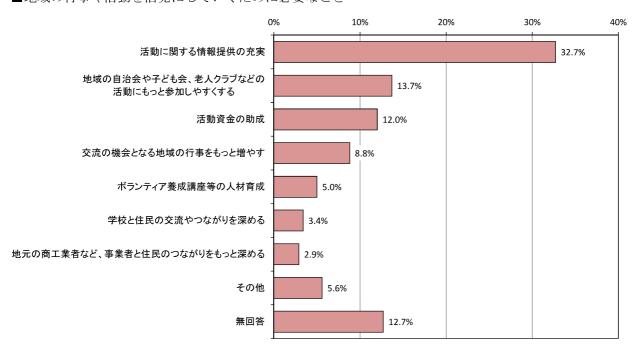
■参加している地域活動や行事の内容(複数回答)



■地域活動や行事に参加していない理由(複数回答)



■地域の行事や活動を活発にしていくために必要なこと

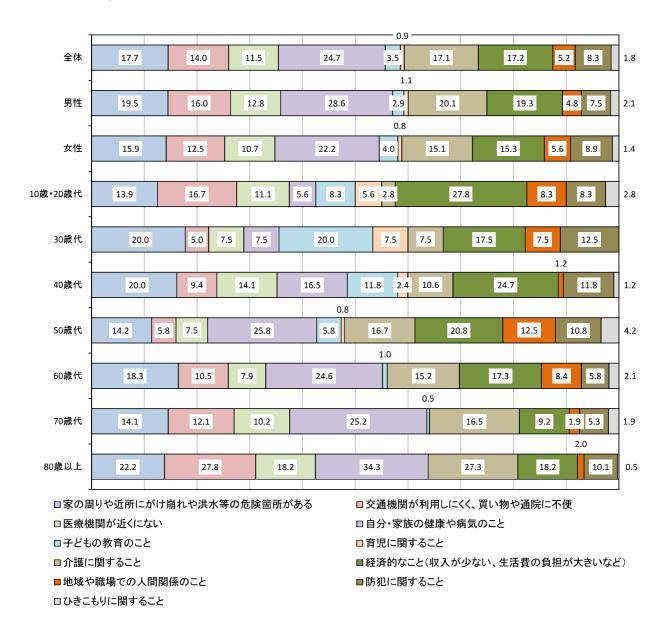


アンケート調査結果⑩ 地域での困り事 (複数回答)

地域で生活する中で、現在、困っていることについては、「自分・家族の健康や病気のこと」と回答した割合が24.7%と最も高く、次いで「家の周りや近所にがけ崩れや洪水等の危険箇所がある」が17.7%、「経済的なこと」が17.2%などの順となっています。

男女別では大きな差異は見られず、年代別では 10 歳・20 歳代から 60 歳代では「経済的なこと」の 回答割合が高く、40 歳代以降は「自分・家族の健康や病気のこと」や「介護に関すること」などの回 答割合が高い傾向が見られます。

「経済的なこと」「自分・家族の健康や病気のこと」「介護に関すること」は全世代において、「交通機関が利用しにくく、買い物や通院に不便」については、10歳・20歳代や70歳代以上から課題となっています。

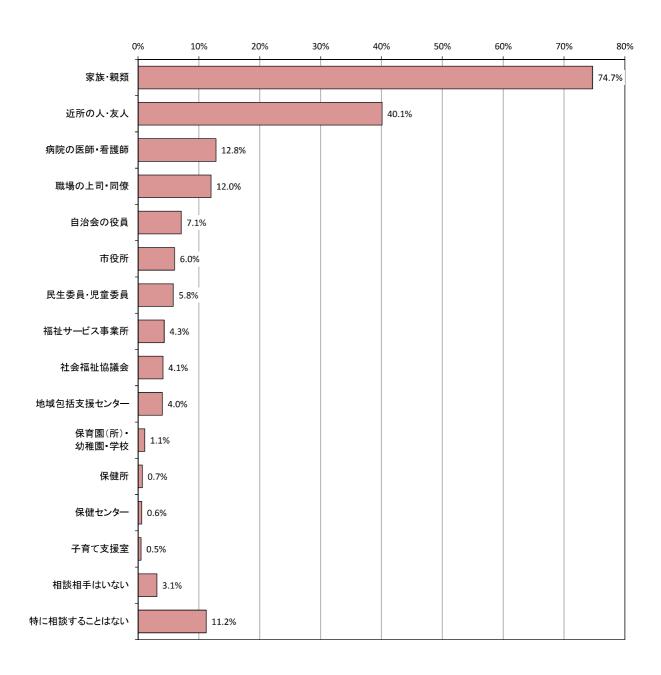


※性別,年代別において回答の割合が大きい部分については、その性別,年代別において回答が多かったことを示しています。

アンケート調査結果① 困りごとや不安の相談相手(複数回答)

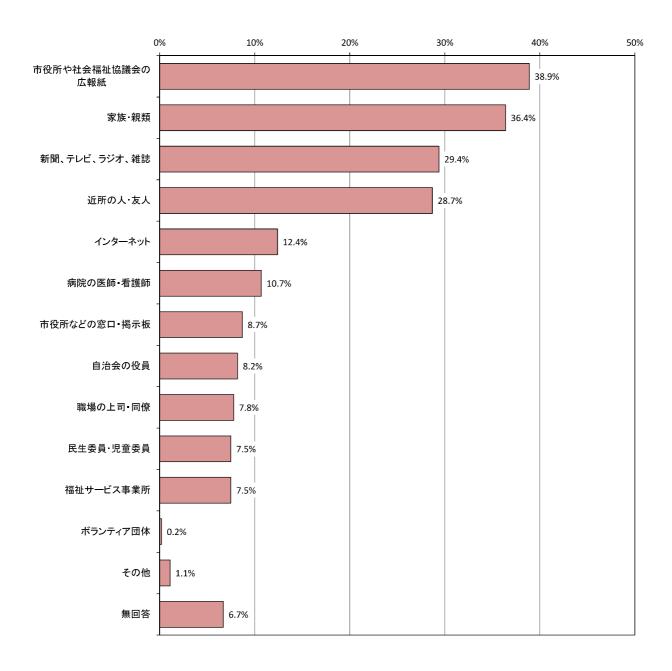
困りごとや不安について、誰(どこ)に相談するかについては、「家族・親類」と回答した割合が 74.7% と最も高く、次いで「近所の人・友人」が 40.1%、「病院の医師・看護師」が 12.8%などの順となっています。

一方,「地域包括支援センター」「社会福祉協議会」「福祉サービス事業所」などに相談する割合は低い状況にあります。



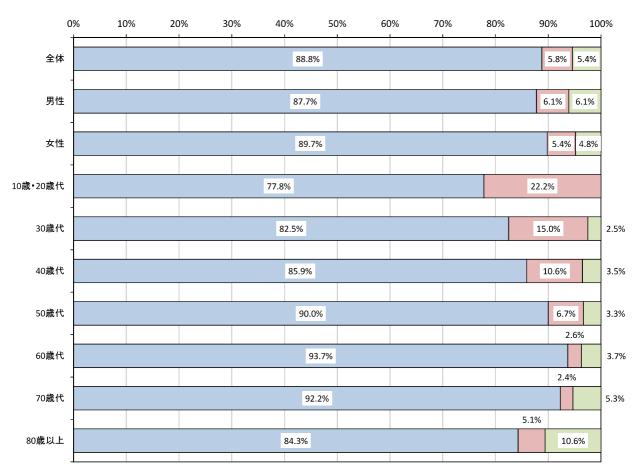
アンケート調査結果(2) 福祉サービスについての情報の入手先(複数回答)

福祉サービスについての情報の入手先については、「市役所や社会福祉協議会の広報誌」と回答した割合が38.9%と最も高く、次いで「家族・親類」が36.4%、「新聞、テレビ、ラジオ、雑誌」が29.4%、「近所の人・友人」が28.7%などの順となっています。



アンケート調査結果13 避難場所の認知度

災害時の避難場所を「知っている」と回答した割合は88.8%,「知らない」が5.8%でした。 男女別では大きな差異は見られず、年代別では10歳・20歳代から40歳代までは年齢が上がるにつれて「知っている」の回答割合が高くなり、50歳代から70歳代においては9割以上が「知っている」と回答していますが、80歳以上では「知っている」の回答割合は若干減少しています。



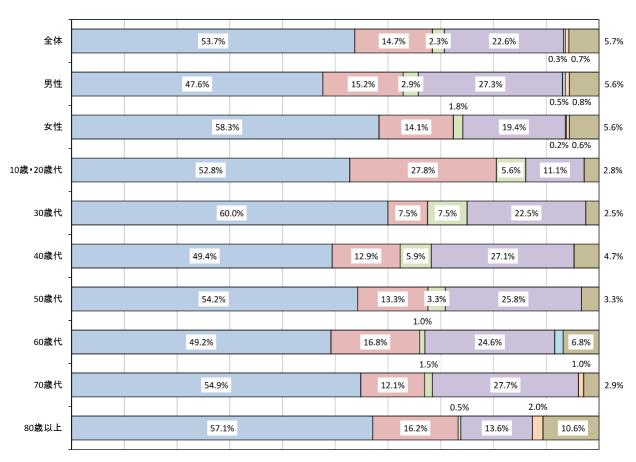
■知っている ■知らない ■無回答

アンケート調査結果14 災害などで緊急に避難する際の支援

災害などで緊急に避難する際の支援については、「普段から、自分で備えておくことがもっとも大切」と回答した割合が53.7%と最も高く、次いで「地域と行政が協力して取り組むことがもっとも大切」が22.6%、「隣近所や自治会など、地域で取り組むことがもっとも大切」が14.7%などの順となっています。

男女別においても、「普段から、自分で備えておくことがもっとも大切」と回答した割合は男性が47.6%、女性が58.3%と、10.7 ポイント女性が高くなっています。

年代別では、各年代において「普段から、自分で備えておくことがもっとも大切」の回答割合が最も高くなっていますが、10歳・20歳代では「隣近所や自治会など、地域で取り組むことがもっとも大切」の回答割合も高くなっています。



- □普段から、自分で備えておくことがもっとも大切
- ■隣近所や自治会など、地域で取り組むことがもっとも大切
- □プライバシーがあるため、行政で取り組むことがもっとも大切
- □地域と行政が協力して取り組むことがもっとも大切

□そうした取組は必要ない

■その他

□無回答

アンケート調査結果⑤

- 1. 福祉や保健に関わる相談窓口や相談機関・制度や言葉の認知度
- 2. 福祉サービスが必要なときに、すぐに利用するか
- 3. 福祉サービスの利用に抵抗がある理由

■福祉や保健に関わる相談窓口や相談機関・制度や言葉の認知度

福祉や保健に関わる相談窓口や相談機関・制度の言葉について、「名前を知っており、事業(活動) 内容も知っている」と回答した割合は、「民生委員・児童委員」が48.9%と最も高く、次いで「健康増 進課保健予防係」が42.1%、「社会福祉協議会」が38.8%などの順となっています

■福祉サービスが必要なときに、すぐに利用するか

福祉サービスが必要なときに、すぐに利用するかについては、「すぐ利用する」と回答した割合が 56.1%と最も高く、次いで「ためらいはあるが利用する」が 23.9%、「わからない」が 16.4%などの順となっています。

■福祉サービスの利用に抵抗がある理由

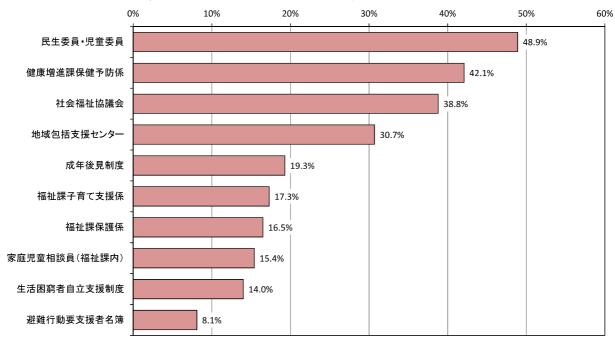
福祉サービスが必要なときに「ためらいはあるが利用する」または「利用しない」と答えた方で、福祉サービスの利用に抵抗がある理由については、「経済的な不安がある」と回答した割合が 34.4%と最も高く、次いで「家族で対応できる」が 13.6%、「他人の世話になりたくない」が 12.2%などの順となっています。

また、福祉サービスが必要なときに、すぐに利用するかでは約2割の人が「ためらいはあるが利用する」と消極的な回答をしており、その大きな理由として「経済的に不安」の回答が3割以上と高い割合を示しています。

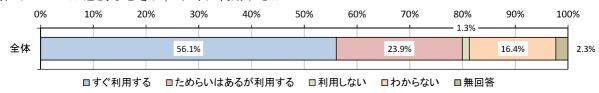


■福祉や保健に関わる相談窓口や相談機関・制度や言葉の認知度

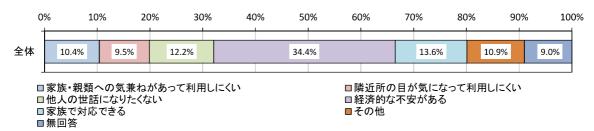
※「名前を知っており、事業(活動)内容も知っている」の回答割合



■福祉サービスが必要なときに、すぐに利用するか



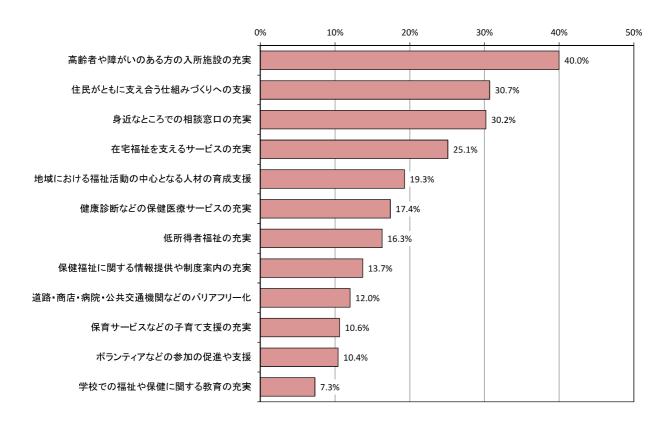
■福祉サービスの利用に抵抗がある理由



アンケート調査結果16 重点的に取り組むべき施策

阿久根市において、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、特に重点的に取り組むべき施策については、「高齢者や障がいのある方の入所施設の充実」と回答した割合が40.0%と最も高く、次いで「住民がともに支え合う仕組みづくりへの支援」が30.7%、「身近なところでの相談窓口の充実」が30.2%などの順となっています。

高齢化が進む中で、高齢者や障がい者などが安心して入居できる入所施設の充実を求める回答が高くなっています。

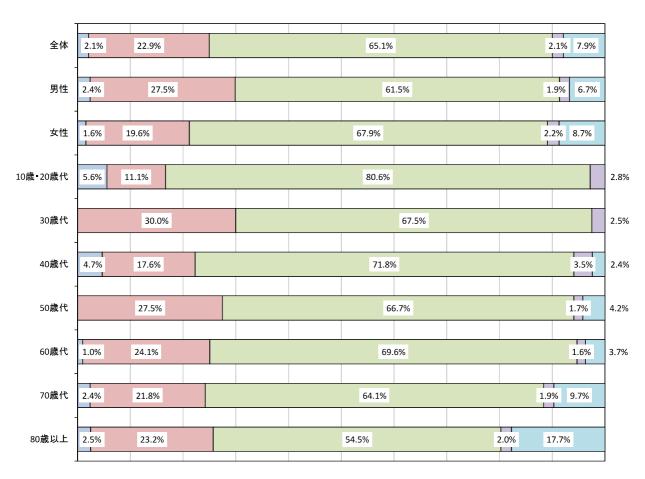




アンケート調査結果① 今後の福祉のありかた

今後の福祉のありかたについては、「福祉は、行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき」と 回答した割合が 65.1%と最も高く、次いで「福祉は国や市町村といった行政の責任で行うべき」が 22.9% などの順となっています。

年代別では、特に大きな違いは見られませんでした。



□福祉を必要とする人は、家族や親戚が面倒をみればよい

■福祉は国や市町村といった行政の責任で行うべき

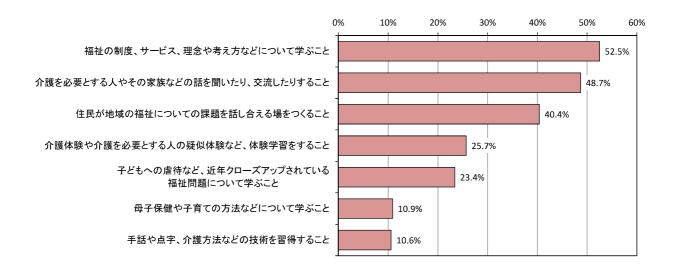
□福祉は、行政と住民が協力しながら、地域で支え合うべき

□その他

□無回答

アンケート調査結果® 住民が福祉について理解を深める機会

住民が福祉について理解を深める機会については、「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」と回答した割合が52.5%と最も高く、次いで「介護を必要とする人やその家族などの話を聞いたり、交流したりすること」が48.7%、「住民が地域の福祉についての課題を話し合える場をつくること」が40.4%などの順となっています。

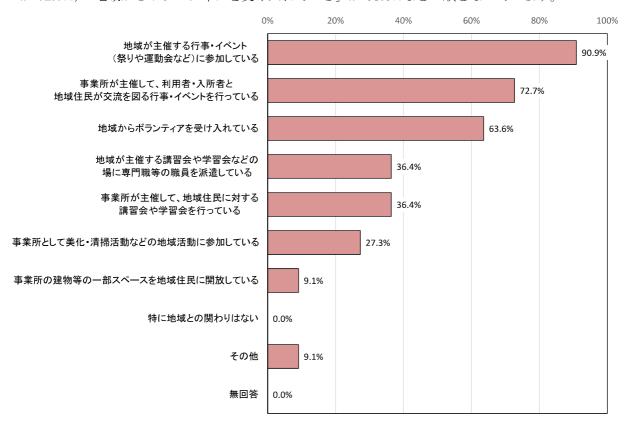




4 関係団体ヒアリング調査

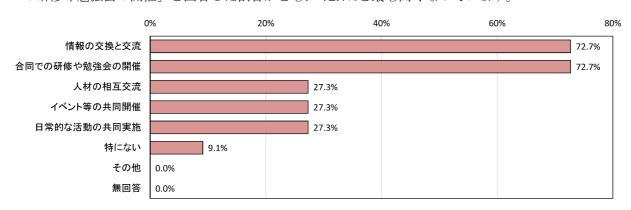
アンケート調査結果① 活動状況・地域との関わり(複数回答)

事業所の活動で、地域と一緒に行っていることや、地域に向けて行っていることについては、「地域が主催する行事・イベント(祭りや運動会など)に参加している」と回答した割合が 90.9%と最も高く、次いで「事業所が主催して、利用者・入所者と地域住民が交流を図る行事・イベントを行っている」が 72.7%、「地域からボランティアを受け入れている」が 63.6%などの順となっています。



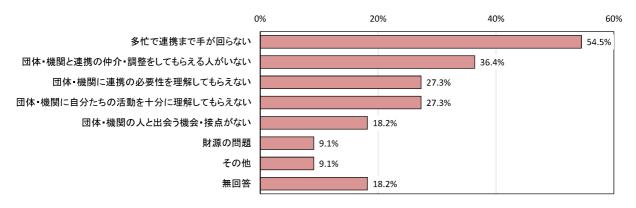
アンケート調査結果② 団体や機関等と連携をする場合の希望する内容(複数回答)

他の団体や機関等と連携をする場合の希望する内容については、「情報の交換と交流」及び「合同での研修や勉強会の開催」と回答した割合がともに72.7%と最も高くなっています。



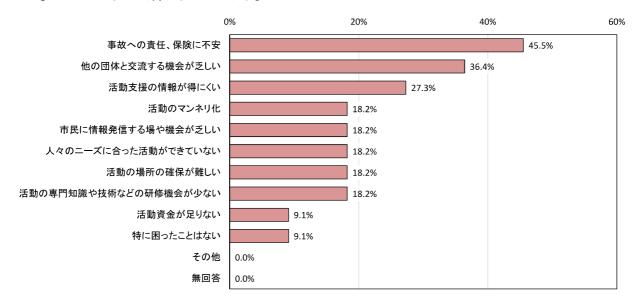
アンケート調査結果③ 団体や機関等と連携をしようとする上で困っていること(複数回答)

他の団体や機関等と連携をしようとする上で困っていることについては、「多忙で連携まで手が回らない」と回答した割合が 54.5%と最も高く、次いで「団体・機関と連携の仲介・調整をしてもらえる人がいない」が 36.4%などの順となっています。



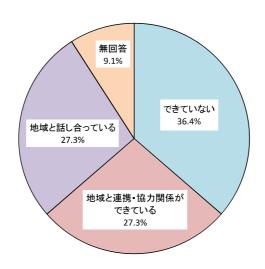
アンケート調査結果④ 地域活動を行う上で困っていること(複数回答)

地域活動を行う上で困っていることについては、「事故への責任、保険に不安」と回答した割合が45.5%と最も高く、次いで「他の団体と交流する機会が乏しい」が36.4%、「活動支援の情報が得にくい」が27.3%などの順となっています。



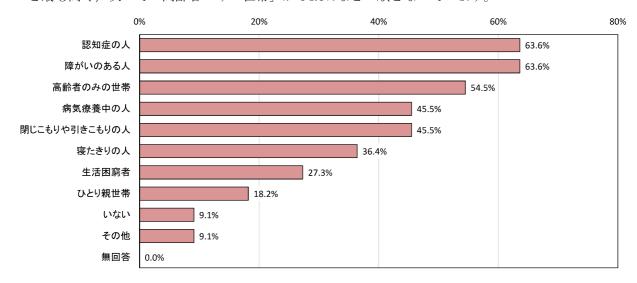
アンケート調査結果⑤ 災害時の地域との連携・協力体制の有無

災害時における避難誘導や避難所開設などに関し、地域との連携・協力体制ができているかについては、「できていない」と回答した割合が36.4%と最も高く、次いで「地域と連携・協力関係ができている」及び「地域と話し合っている」がともに27.3%の順となっています。



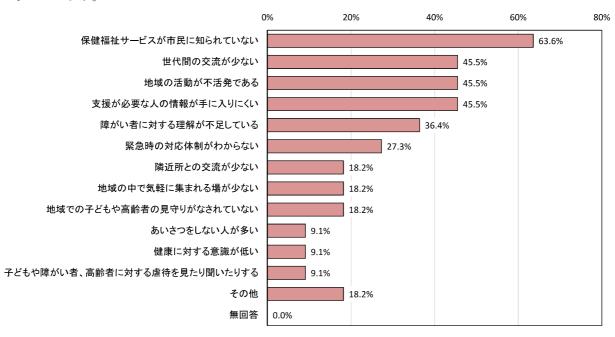
アンケート調査結果⑥ 見守り等支援・気にかかる人がいるか(複数回答)

地域活動をする中で、地域の中に見守り等支援が必要な人や、気にかかる人(何らかの課題を抱えている人)がいるかについては、「認知症の人」および「障がいのある人」と回答した割合がともに 63.6% と最も高く、次いで「高齢者のみの世帯」が 54.5%などの順となっています。



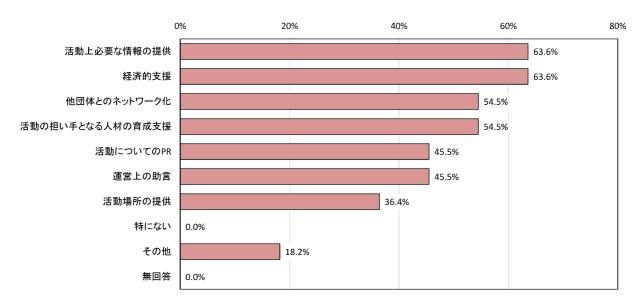
アンケート調査結果⑦ 地域の中での問題点・不足していると思うもの(複数回答)

普段活動をする中で、地域の中での問題点・不足していると思うものについては、「保健福祉サービスが市民に知られていない」と回答した割合が 63.6%と最も高く、次いで「世代間の交流が少ない」「地域の活動が不活発である」「支援が必要な人の情報が手に入りにくい」がともに 45.5%などの順となっています。



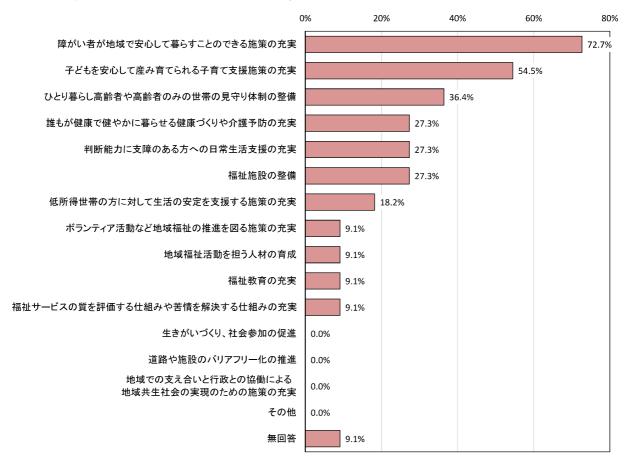
アンケート調査結果⑧ 行政に必要だと思う取組(複数回答)

地域における活動を更に活発化させるために、行政にどのような取組が必要だと思うかについては、「活動上必要な情報の提供」及び「経済的支援」と回答した割合がともに 63.6%と最も高く、次いで「他団体とのネットワーク化」及び「活動の担い手となる人材の育成支援」がともに 54.5%などの順となっています。



アンケート調査結果③ 福祉施策として特に力を入れて取り組むべきこと(複数回答)

阿久根市の福祉施策として特に力を入れて取り組むべきことについては、「障がい者が地域で安心して暮らすことのできる施策の充実」と回答した割合が 72.7%と最も高く、次いで「子どもを安心して産み育てられる子育て支援施策の充実」が 54.5%、「ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の見守り体制の整備」が 36.4%などの順となっています。







第3章 計画の基本的方針

1 「地域共生社会」実現に向けた、「我が事」・「丸ごと」の取組

「地域共生社会」の実現に向けては、第1章で述べたように地域における「我が事」・「丸ごと」の 取組(下記)を改革の4つの柱として中心に位置づけ、地域福祉計画に盛り込むべき「5つの事項」 を念頭に、各種取組を進めていく必要があります。

「我が事」・「丸ごと」の取組 改革の4つの柱

- ① 地域課題の解決力の強化
- ② 地域丸ごとのつながりの強化
- ③ 地域を基盤とする包括的支援の強化
- ④ 専門人材の機能強化・最大活用

市町村地域福祉計画に盛り込むべき「5つの事項」

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項 (社会福祉法第 106 条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)

「我が事」・「丸ごと」の取組 改革の4つの柱

「地域課題の解決力の強化」の取組

- 「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の支援。
- 「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちからの活動の支援。
- ◆ 住民の課題を解決する経験の積み重ねによる地域づくりの支援。
- 「他人事」を「我が事」に変えていくような働きかけを通じて、住民が自主的に地域課題を知って解決に取り組む 体制を構築。
- 住民に身近な圏域において、各福祉制度に基づく相談機関や、社会福祉協議会、社会福祉法人や NPO 法人など が、相互に連携しながら、地域の住民が抱える課題について、分野を超え「丸ごと」の相談を受け止める場の設置。
- 住民に身近な圏域で明らかになった問題(多様・複合的な課題)などについて、保健・医療、権利擁護、雇用・就 労、産業、教育、住まいなどに関する様々な機関が連携し、問題の解決を図る体制の確保。
- 住民に身近な圏域における「丸ごと」の相談体制と緊密に連携することにより、すべての住民を対象とする包括的相談支援体制の構築。

※包括的相談支援体制:「分野を問わず子どもから高齢者までなんでも相談することができる「総合相談窓口」といった場所」や、「複雑な課題を抱える個人・世帯の問題を解決するために、様々な機関が支援を行うための連絡・調整をすぐに行うことが出来るネットワーク体制」など、支援を行う人が連携して住民の相談にすぐに対応できる支援体制のこと。

「地域丸ごとのつながりの強化」の取組

- 地域の活動に様々な主体(団体・組織・企業・行政)の参加を促すことを目的とする,福祉政策と雇用政策を活用した地域の支え合い活動に関わる人材育成の促進。
- 地域の民間資金の活用の推進。
- まちづくりなどの分野における取組と連携した、人と人、人と資源が「丸ごと」つながり、地域資源を活用し、利用してもらい、新たな資源を生み出すといった「循環」を生み出す取組の支援。

「地域を基盤とする包括的支援の強化」の取組

- 「生活上の困難を抱える方が地域で自立した生活を送るための地域住民による支え合い」と「公的支援が連動し地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制の構築」による、切れ目のない支援。
- 国や行政の制度の「縦割り」を超えた、柔軟に必要な支援を確保するための事業・報酬の体系を見直し。
- 疾病など住民が抱える課題と深く関係し、地域の包括的支援における重要な役割を持つ「保健分野」の主体に対する支援体制の強化と、福祉行政との連携の緊密化。

「専門人材の機能強化・最大活用」の取組

- 住民とともに地域を創り、地域の様々なニーズを把握し、地域住民に寄り添って支援をしていく対人支援を行う人材の確保。
- 保健医療福祉の各資格を通じた基礎的な知識や素養を身につけた専門人材の養成。
- 各資格の専門性の確保に配慮しつつ、専門人材の養成課程のあり方について、「縦割り」から「丸ごと」への見直 し。

市町村地域福祉計画に盛り込むべき「5つの事項」

地域における高齢者の福祉,障がい者の福祉,児童の福祉 その他の福祉に関し,共通して取り組むべき事項

- 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- 高齢,障害,子ども・子育て等の各福祉分野のうち, 特に重点的に取り組む分野に関する事項
- 制度の狭間の課題への対応の在り方
- 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の 展開
- 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- 市民後見人等の育成や活動支援,判断能力に不安がある者への金銭管理,身元保証人等,地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

- 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り 方
- 高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な 対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が 抱えている課題にも着目した支援の在り方
- 保健医療,福祉等の支援を必要とする犯罪をした者 への社会復帰支援の在り方
- 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に 取り組むことができる地域づくりを進めるための圏 域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域と の関係の整理
- 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への 関心の喚起も視野に入れた寄附や協働募金等の取組 の推進
- 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- 全庁的な体制整備

地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

- 福祉サービスの利用に関する情報提供、相談体制の確保、支援関係機関間の連携
- 社会福祉従事者の専門性の向上、ケアマネジメント、ソーシャルワーク体制の整備
- サービスの評価やサービス内容の開示等による利用者の適切なサービス選択の確保
- 成年後見制度,日常生活自立支援事業,苦情解決制度など適切なサービス利用を支援する仕組み等の整備
- 避難行動要支援者の把握及び日常的な見守り・支援の推進方策

地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

- 民間の新規事業の開発やコーディネート機能への支援
- 社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進
- 福祉、保健、医療と生活に関する他分野との連携方策

地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

- 活動に必要な情報の入手,必要な知識,技術の習得,活動拠点に関する支援
- 地域住民の自主的な活動と公共的サービスの連携
- 地域住民,サービス利用者の自立
- 地域の福祉の在り方について住民等の理解と関心を深めることによる主体的な生活者,地域の構成員としての意識の向上
- 住民等の交流会,勉強会等の開催,福祉教育の推進
- 福祉活動専門員、社会福祉従事者による地域組織化機能の発揮
- 民生委員・児童委員活動の充実に向けた環境整備

包括的な支援体制の整備に関する事項

- 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備 (社会福祉法第106条の3第1項第1号に規定する事業)
- 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備 (社会福祉法第106条の3第1項第2号に規定する事業)
- 多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築 (社会福祉法第106条の3第1項第3号に規定する事業)

2 めざす地域福祉の姿(基本理念)

多くの人が、生まれ育ったまちや、思い出のある地域で、家族や大切な人たちと、いつまでも幸せに 暮らしたいと願っています。

近年、私たちの暮らしは豊かになってきた半面、ICT化によるライフスタイルの変化や、個人の価値観の多様化、さらにSNS等の新たなコミュニケーションツールの影響も相まって、近所や地域とのつながりが希薄になり、地域で問題を解決する力が弱まりつつあります。

このような状況の中で、住民が抱える問題も「より複雑」かつ「多様化」しており、自身や家族だけでは解決が難しく、また、行政や関係機関の既存の支援制度では十分な対応が困難となるケースが増えています。

これらの問題を解決し、これからも住み慣れた地域で安心して生活していくためには、行政や関係機関だけでなく、住民一人ひとりが福祉に関心を持ち、地域において、住民がつながり支え合う取組を育んでいく、「地域共生社会」の実現が重要となっています。

3 計画の基本目標

(1) 一人ひとりがつながる地域づくり

「地域共生社会」の実現には、そこで生活する人々が、福祉に関する地域課題やニーズを「我が事」 として捉え、「丸ごと」その解決に当たることが求められます。そのためにはまず、地域の状況を理 解し、課題意識を共有しながら、福祉に対する関心を高めることが必要です。

また,地域で暮らす一人ひとりが支え合い,助け合う意識を育み,福祉や人権について正しい知識を身につけることが大切です。

福祉についての学びや参加、体験の機会を充実し、地域で行われている福祉活動や、今後の地域福祉のあり方などについて、周知と啓発を行い、福祉を身近に感じる地域づくりを進めます。

(2) 地域福祉を支える担い手づくり

地域福祉の推進の機運を高めながら、多くの人が地域福祉活動に関心を持ち、誰でも気軽に地域福祉の活動に取り組むことができるきっかけをつくり、活動できる人を増やして行く取組が必要です。ボランティア活動に気軽に参加できるような機会や、情報発信の充実を図り、地域福祉活動を担う人材が活躍できる地域づくりに努めるとともに、多様な福祉ニーズに対応できる人材の確保・育成及び資質の向上を目指します。

(3) 誰もが笑顔で暮らし続けられる仕組みづくり

地域において自立した生活を支援していくためには、福祉サービスをはじめとして、市民の生活に 関わる様々な分野の支援を充実させていく必要があります。

そのため、年齢や障がいに関わらず、全ての人がニーズに合ったサービスを利用しやすい環境づく りを進めるとともに、様々な媒体による情報発信と相談機会の充実に努めます。

また,人権を守り,虐待や暴力のない社会の実現のために,一人ひとりが正しい知識と互いを尊重 する意識を高めるための取組を進めます。

さらに、市民の安心・安全な生活を確保するために、防犯体制の強化や災害時における情報発信や 支援体制の更なる取組を進めていきます。

本市では、市の最上位計画である「阿久根市まちづくりビジョン」において、『帰ってきたくなる 行ってみたくなる 東シナ海の宝のまち あくね』を将来都市像として掲げ、その実現に向けた施策 の基本方針の一つ(健康増進・地域医療・子育て支援・高齢者福祉・障がい福祉・地域福祉・社会保 障制度)を『支え合い生き生きと暮らせる健やかなまち』としています。

地域の住民一人ひとりがつながり、地域の共生のために支え合って、いつまでも笑顔で暮らせる 地域づくりを目指していくための本市の地域福祉計画の基本理念を、次のとおりとします。

市民の「つながり」と「支え合い」で築く 笑顔のまち あくね



4 計画の体系図

基本理念

市民の「つながり」と「支え合い」で築く 笑顔のまち あくね

基本目標1 一人ひとりがつながる地域づくり

- 1 交流とコミュニティ活動の推進
 - 2 福祉を「知る」「学ぶ」機会の充実

基本目標2 地域福祉を支える担い手づくり

- 1 地域福祉活動の担い手の育成
- 2 社会参加の促進
- 3 支え合いネットワークの推進

基本目標3 誰もが笑顔で暮らし続けられる仕組みづくり

- 1 適切なサービスを利用できる仕組みづくり
- 2 課題を抱える人に必要な支援が届く仕組みづくり
- 3 人権尊重と権利擁護の推進
- 4 地域における安全対策と災害時の支援体制



第4章 計画の推進

基本目標1 一人ひとりがつながる地域づくり

1 交流とコミュニティ活動の推進

◆現状と課題

- ◇近年,少子高齢化の進行や人口減少,ライフスタイルの変化などに伴い,地域のコミュニティ意識は 希薄化しつつあります。
- ◇特に、若者や市外から転居してきた世帯はつながりを持つ機会が少ないと考えられることから、誰もが参加できる交流の機会を創出する必要があります。
- ◇地域の実情を把握し、課題の解決に向けた取組を進めるためには、日頃から隣近所同士、顔の見える 関係性を作り、互いに協力する意識を培っておくことが大切です。住民が地域のつながりの重要性を 認識し、積極的に交流することができるよう、地域の行事やイベント等への参加を促進し、ふれあい 交流活動を通じて地域の絆を深める必要があります。
- ◇地域住民や福祉関係者の協力を得ながら、乳幼児や高齢者、障がい者との交流や体験等を通じて、福祉意識を育む取組が必要です。

みんなで取り組むこと

- ●ご近所とあいさつをしたり、日頃からの声かけを行い、顔の見える関係を築きましょう。
- ●地域で開催される行事等に参加し、積極的に話しかけ、交流を深めるなど地域のことに関心を持ちま しょう。
- ●行事等に参加する際, 隣近所や知り合いに積極的に声をかけましょう。
- ●地域の集いの場に参加しやすい環境づくりを行いましょう。
- ●様々な団体等の活動に参加し、交流の幅を広げましょう。
- ●地域における見守り活動や交流体験、子育て支援活動に参加しましょう。

- ●自治会への加入促進を図ります。
- ●自治会や老人クラブ,子ども会等の地域団体の組織化と活動の支援を行うことで,様々な世代の地域 住民の交流機会の充実に努めます。
- ●自治会活動の活性化を推進するための補助制度等の充実を検討します。
- ●地域のサロン活動や健康教室、地域ボランティア活動の活性化の支援に取り組みます。
- ●地域で開催される行事やイベント等を通じ、年齢や障がいの有無等に関係なく、様々な人が交流できる居場所づくりを促進します。

2 福祉を「知る」「学ぶ」機会の充実

◆現状と課題

- ◇市民のライフスタイルや価値観が多様化する中で、人と人とのふれあいを通してお互いに助け合う 心を育む機会が減ってきています。
- ◇市民アンケート調査によると、住民が福祉について理解を深める機会について、「福祉の制度、サービス、理念や考え方などについて学ぶこと」が重要であると回答した人は、全体の5割以上と高い数値を示しています。
- ◇地域では日常的に様々な福祉活動が行われていますが、その内容や意義が市民に十分に認知されていない状況があります。
- ◇地域における福祉活動について積極的な情報発信を行い,認知度を向上させることにより,市民の地域福祉推進に対する意識の醸成を図る必要があります。

みんなで取り組むこと

- ●家族や親族間で、福祉や介護サービスに関して話し合う機会を設けましょう。
- ●福祉サービスの内容等に関し、広報誌やホームページ等から積極的に情報を得ましょう。
- ●健康づくり講座や医療・福祉に関する講演会等に積極的に参加しましょう。
- ●地域において出前講座や生涯学習講座の開催を企画し、参加しましょう。
- ●社会福祉法人等が行う地域行事に参加し、身近な施設の事業内容について理解を深めましょう。
- ●地域で活動している団体やボランティア等の活動内容を知り、参加したい活動を見つけましょう。

|市や関係団体等が連携して取り組むこと |

- ●各種のイベントにおいて、子育てや保育、健康づくりや生涯学習、在宅介護や人権擁護の取組等について幅広く広報活動を行い、福祉、医療、介護についての話題の提供に取り組みます。
- ●広報誌のほかICTを活用して、福祉活動の取組について広く情報発信を行います。
- ●福祉サービスに関するガイドブックの作成に取り組み、わかりやすい制度の周知に取り組みます。
- ●市民の関心の高い事項や興味の持てる各種講演会等の企画に取り組みます。
- ●出前講座の内容の充実と周知に取り組みます。
- ●福祉サービス事業所等の地域活動に関する情報発信を支援します。
- ●次世代を担う子どもたちが、地域福祉を知り、地域活動に参加していくために、保育所等や小中学校における福祉教育や体験学習等を推進します。

基本目標2 地域福祉を支える担い手づくり

1 地域福祉活動の担い手の育成

◆現状と課題

- ◇本市では、地域住民等が主体となってサロン活動やころばん体操教室などが運営され、高齢者の居場所づくりや介護予防において一定の成果を得ており、地域福祉活動の重要性については一定の理解がなされていると考えられます。ただし、その活動を支えるスタッフについても高齢化や固定化、後継者不足などの問題が生じています。
- ◇市民アンケート調査では、地域の付き合いの中で、「手助けしてほしい」ことに対して、「手助けできる」 と思う人の割合はすべての項目において上回っており、多くの人が困っている人に対し支援ができる と考えています。
- ◇住民は、福祉サービスの利用者であると同時に地域福祉の担い手でもあります。地域福祉は住民の参加 を前提としており、お互いが支えあう地域社会の仕組みづくりが求められています。
- ◇地域における福祉活動,ボランティア活動,福祉サービスなどの担い手となるきっかけづくりが必要であり、併せて、その中核を担う人材の確保・育成を行うことが重要な課題となっています。

みんなで取り組むこと

- ●積極的に地域福祉・ボランティア活動に参加しましょう。また、地域で行っている活動等について情報 発信しましょう。
- ●社会福祉協議会が主催するボランティア養成講座へ参加し、ボランティアに関する知識の習得を 目指しましょう。
- ●地域で開催されるサロン活動やころばん体操教室が継続して実施できるよう、その運営に参加・協力しましょう。
- ●サロン活動などで把握できた心配ごとの情報を、地域で共有し、解決する取組を進めましょう。
- ●これまで積み上げてきた経験や知識を地域の中で生かせるイベントや行事を開催しましょう。
- ●地域活動への参加が難しい場合でも「できるときに」、「できることを」、「できる範囲で」取り組んでみましょう。

- ●各種広報媒体を活用し、地域福祉・ボランティア等に関する情報発信を強化します。
- ●ボランティアの種類や経験に応じた講座や研修会を実施し、地域住民のボランティア活動への参加の 機会を創出します。
- ●地域活動におけるリーダーの養成支援に取り組みます。

- ●広報や各種イベントを通じて、住民の地域福祉活動への参加を呼び掛け、地域福祉意識の醸成を図ります。
- ●社会福祉協議会ボランティアセンターを中心に、ボランティア活動等住民による福祉活動を幅広く支援します。

2 社会参加の促進

◆現状と課題

- ◇市民アンケート調査では、地域活動や行事に「参加したことがない」或いは「あまり参加していない」 と答えた人は、38.8 パーセントに上りました。そして、参加をしない理由として「興味の持てる活動 がない」と「参加の方法がわからない」と答えた人は合わせて3割に達しました。
- ◇地域活動へ参加しない理由として「仕事や家事などが忙しく時間がない」との回答が最も多く、全体の 4割に達しました。
- ◇一方,地域の付き合いの中で「手助けしてほしいこと」と「手助けできること」の内容と量は,必ずし も一致していない状況であり,コーディネーター等による調整の仕組みづくりも必要です。
- ◇若者や子育て世代,中高年の各世代において,ライフスタイルに合わせた地域活動への参加方法を検討する必要があります。
- ◇地域福祉を推進するうえで,市民の福祉活動への参加は必要不可欠であり,全ての市民が福祉や地域の 活動について興味や関心を持ち,活動に参加することが重要です。
- ◇同時に、地域課題を「我が事」として捉え、福祉に関心を持つ施策の展開の検討が必要です。

みんなで取り組むこと

- ●地域で世代を超えた交流の機会の場づくりを行い、子どもから大人までの参加を促進しましょう。
- ●行事の種類に応じて、その運営や企画段階から住民の参加を募りましょう。
- ●既存の地域行事においても、開催する時間や曜日を検討し、できるだけ多くの住民が参加できる環境 づくりを進めましょう。
- ●地域のボランティア活動の内容に応じて、活動時間や参加条件などの検討を行い、効率的に多くの人が参加できる活動形態を検討しましょう。

- ●活動への参加に対してポイントを付与するなどの制度を活用し、地域行事への参加や社会活動への 取組が、生きがいづくりへとつながる取組を推進します。
- ●高齢者や支援を必要とする人の困り事や要望を把握するとともに、それらを解決するための人材やスタッフを提供できる仕組みづくりを検討します。
- ●社会福祉協議会をはじめ、福祉サービス事業者とも連携し、市民参加の交流イベントの開催を検討します。

●福祉サービス事業者と連携し、事業内容の情報発信や地域福祉に係る研修会や勉強会の開催、地域へ の施設の開放等に対し支援を行い、地域住民との交流の促進を図ります。

3 支え合いネットワークの推進

◆現状と課題

- ◇人口の減少,少子高齢化の進行,核家族化の進展などに伴い,住民同士の社会的つながりが薄れ,地域における助け合いの力が弱まってきています。
- ◇地域では、高齢者の一人暮らし世帯等の増加や、認知症高齢者、ひとり親世帯等々、「見守り」を必要とする人が増える傾向にあります。また、住民同士の顔が見えにくく、障がいのある人や子育て世帯などで支援を必要とする人が、孤立する可能性もあります。
- ◇社会福祉協議会をはじめ、自治会、社会福祉法人など、福祉に関連する活動を行う多くの団体があり、 それぞれが目的を持って活動を展開しています。また、ボランティア団体や NPO 法人のように、ある 特定の目的や課題を共有し、その目的等を達成するために活動している団代があります。
- ◇地域福祉を推進するうえで、これらの団体の一層の組織強化を図るとともに、団体間のネットワークを構築し、併せて医療機関や福祉・介護施設などと連携を図り、地域の身近な課題を効率的に解決する仕組みづくりが必要です。

みんなで取り組むこと

- ●見守りが必要な人を見つけたら、民生委員・児童委員や支援機関等に知らせましょう。
- ●地域における高齢者の見守り活動や児童・生徒の登下校時における見守り活動に協力しましょう。
- ●民生委員・児童委員が活動しやすいよう、連携・協力した環境づくりに努めましょう。
- ●独居高齢者等の支援が必要な人の情報を地域で共有する機会を設けましょう。

- ●地域の生活課題を総合的に解決するため、民生委員・児童委員をはじめ社会福祉協議会、自治会、社会福祉法人等の地域福祉を推進する団体と連携し、支援を必要とする方に対して迅速かつ的確に対応できる、地域福祉ネットワークの構築を目指します。
- ●高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう,見守り活動や交流事業などの地域の支え合い 活動を推進します。
- ●地域福祉の中心的役割を担う民生委員・児童委員の活動の充実と推進を図ります。
- ●自治会、老人クラブ、子ども会などの円滑な運営を支援します。
- ●ボランティアやNPO法人などの活動への理解が得られるよう、市民に対し情報提供や周知を図ります。

基本目標3 誰もが笑顔で暮らし続けられる仕組みづくり

1 適切なサービスを利用できる仕組みづくり

◆現状と課題

- ◇高齢化の進行に伴い、要介護認定者数の割合が増加し、認知症の症状がある人の数も増加しています。 また、障害者手帳の保有者数は減少傾向がみられるものの、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の保有 者数は横ばいで推移しています。更に生活困窮者やひとり親世帯など、支援を必要とする人も多くいま す。
- ◇個々の状況やそれぞれのライフステージに応じて必要とされる福祉サービスは異なります。 適正なサービスを迅速に受けるためには、課題に対応する窓口に相談することが大切です。
- ◇本市では、高齢者等に関する介護をはじめとした相談には地域包括支援センターが、障がいに関する相談は相談支援センターが、子育でに関する相談には子育で支援センターや家庭児童相談室などが相談に応じています。
- ◇複雑・多様化する福祉ニーズや生活課題に対応できるよう,適切な相談窓口の案内と相談機能の強化, 体制の充実が求められています。
- ◇市民アンケート調査によると、福祉サービスの情報の入手先は、「市役所や社会福祉協議会の広報誌」 が最も多く、次いで「家族・親類」となっています。今後も広報誌をはじめ様々な広報媒体を活用し、 関係団体・機関を通じて、各世代に応じた多様な情報提供の方法を検討していく必要があります。

みんなで取り組むこと

- ●悩み事や心配事を一人で抱え込まず、周囲の人に相談しましょう。
- ●悩み事を抱えている人が気軽に相談でき、かつ様々なことについてみんなで話し合える環境づくりを行いましょう。
- ●広報誌や社協だより、ホームページ、防災無線放送、各福祉サービス事業者発行のお便り等から、各種相談に関する情報を得るように心掛けましょう。
- ●在宅高齢者福祉アドバイザーや民生委員・児童委員等に相談して, 課題に応じた相談窓口の案内やアドバイスを受けましょう。

- ●各種相談窓口の連携を強化し、適切かつ迅速な福祉サービスの提供を目指します。
- ●相談員のスキルアップや相談機会を拡充し、気軽に相談できる窓口の体制づくりを進めます。
- ●地域包括支援センターや子育て支援センター等と保健・医療・福祉分野の関係者が連携を強化し、利用者の希望に沿ったサービスが円滑に提供できるよう、ケアマネジメント体制の充実を図ります。
- ●福祉サービスに関する利用相談, 苦情, 権利侵害の相談などができる総合的な相談体制や関係機関の 連携などの仕組みづくりを推進します。
- ●福祉サービスに関するパンフレット等の作成・更新を行い、利用者にわかりやすいサービス内容の説明に取り組みます。

- ●高齢者・障がい者・外国人等情報を得ることが困難な人に対し,適切な情報入手が可能となるように,情報のバリアフリー化を推進します。(音声・点字による情報提供,手話通訳者の派遣)
- ●広報誌や社協だよりについては、市民にわかりやすく掲載内容を工夫するとともに、時機を逃すことなく的確な情報伝達に努めます。
- I C T を活用し、年代や利用方法に合わせた迅速な情報提供及びサービス提供へ向けた取組を検討します。

2 課題を抱える人に必要な支援が届く仕組みづくり

◆現状と課題

- ◇本市では、経済的な問題や様々な悩みを抱え、生活に困窮している人を対象に相談を受け付ける生活困窮者自立支援事業を行っています。近年の社会経済状況の変化に応じて、相談件数も多くなっている状況です。
- ◇全国的に子どもや高齢者、障がい者への虐待が大きな社会問題となっています。虐待が起こる背景には様々な要因がありますが、多くの虐待は潜在化しており、早期発見による対応が重要です。そのためにも虐待に関する正しい知識を持つとともに、発見した場合の通報機関の周知を図る必要があります。
- ◇本市では、要保護児童の早期発見及び適正な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会において支援 内容の協議や情報共有を図っています。
- ◇平成28年の自殺対策基本法の改正を受けて、本市においても令和2年3月に「阿久根市いのちを支える自殺対策計画 ~誰も自殺に追い込まれることのない阿久根市の実現を目指して~」を策定し、本市が取り組むべき基本施策を定めています。

みんなで取り組むこと

- ●地域において支援が必要な人を早期に発見し、必要な支援先へつなぎましょう。
- ●生活困窮者自立支援制度の理解を深めましょう。
- ●地域の見守り活動を通じて、虐待や暴力の未然防止に協力しましょう。
- ●虐待の態様や種類に関して、正しい知識を得ましょう。
- ●虐待や暴力が疑われる事例については、児童相談所、市、警察等へ相談・報告しましょう。

- ●生活困窮者自立支援制度の更なる周知を図り、利用者の早期発掘と制度の活用による困窮からの早期の脱却を目指します。
- ●生活保護を必要とする世帯の実態と要望を的確に把握しながら、生活保護制度の適正な運用を図ります。
- ●虐待や暴力等の問題が深刻化する前に発見し、支援を開始するため、市民、民生委員・児童委員、保健、医療、福祉等関係機関と連携して、未然防止と市民意識の高揚に取り組みます。
- ●身近な人の自殺のサインに気づき、必要に応じて専門の相談機関につなぐゲートキーパーの役割を 担う人を養成するなど、自殺を未然に防ぐ地域づくりを進めます。

3 人権尊重と権利擁護の推進

◆現状と課題

- ◇私たちの住む地域には、子どもや高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティ(性的少数者)等、様々な人が生活しています。地域で安心して生活していくためには、お互いの人権や権利、価値観を認め合い、相手を尊重し、思いやる心を持つことが必要です。
- ◇子どもや障がい者,高齢者等への虐待や職場等におけるハラスメント,インターネットを利用した人権 侵害,感染症や難病等に対する偏見等々,様々な課題があり,これらの解決に向けて,家庭,学校,職 場,地域で啓発や教育等を進め人権意識の向上を図る必要があります。
- ◇高齢化の進行等により、認知症患者が増えつつあります。判断能力が不十分な高齢者等の権利が十分に 擁護されるよう、成年後見制度等の普及啓発と活用の支援が求められています。

みんなで取り組むこと

- ●福祉や人権に対し、関心を持ち、正しい知識を身に付け、相手を思いやる気持ちを育みましょう。
- ●高齢者や障がい者等,配慮が必要な人への理解を深め,手助けをしましょう。
- ●市や社会福祉協議会等の団体から発信される情報を共有し、必要な人に伝えましょう。
- ●人権や福祉に関する講演会やイベント等へ積極的に参加しましょう。

- ●地域で暮らす一人ひとりが個人の尊厳やプライバシーを理解しながら、相手を思いやり、お互いを大切にする意識や心を育むために、多様な媒体を活用し人権意識の啓発を推進します。
- ●学校や関係機関と連携し、全ての住民の自立や社会参加を妨げることのないよう、福祉についての正 しい理解・認識を深めるための教育を充実します。
- ●人権啓発イベントや男女共同参画講座等を充実し、共に生きる社会の実現に努めます。
- ●「障害者週間」等において、関係団体・機関と連携し、街頭啓発や展示等を行い、障がい者への理解 の促進を図ります。
- ●高齢者,障がい者,児童への虐待に対し,医療,保健,教育,警察,その他専門機関等を含めた虐待防止ネットワークを構築し,虐待の未然防止と早期発見,早期対応に取り組みます。
- ●判断能力に不安がある高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の財産や権利を守るための成年後見制度の利用について周知を図り、その活用について支援をします。

4 地域における安全対策と災害時の支援体制

◆現状と課題

- ◇社会環境の変化による,ネット犯罪や高齢者を狙った悪質商法や振り込め詐欺など,犯罪傾向の多様化が進んでいます。地域で犯罪を未然に防ぐことができるよう,市民一人ひとりの防犯意識の向上や,犯罪予防活動への取組が必要です。
- ◇地域住民や各事業所の協力による登下校時の見守りや声かけを行い,子どもたちの安全を確保する活動が続いています。
- ◇交通安全意識の浸透や自動車の安全性能の向上などにより、交通事故による死者数は年々減少傾向にある一方で、65歳以上の高齢者が占める割合は年々高くなっています。
- ◇東日本大震災や熊本地震をはじめ、頻発する自然災害を契機として、防災を含めた地域全体の安心・安全なまちづくりに対する住民意識が高まっています。同時に、自主防災組織等の地域コミュニティが果たす役割の重要性が再認識されています。
- ◇市では、地域防災計画に基づき、各種対策を講じていますが、高齢者、子ども、乳幼児、妊産婦、障がい者(児)等の要配慮者や避難行動要支援者の安全の確保については、自主防災組織及び福祉ボランティア団体のほか、地域住民自らによる避難誘導や支援体制の確立が求められています。
- ◇行政と社会福祉協議会による災害時の対応や支援を充実させていくとともに、自主防災組織の活動の活性化を図り、災害が起きた時の安全な避難や支え合いができるような地域づくり・関係づくりを後押ししていく必要があります。

みんなで取り組むこと

- ●地域の防犯活動へ積極的に参加しましょう。また,近所の子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれないように見守りましょう。
- ●消費者被害を防止するため、地域で情報を共有しましょう。
- ●交通事故の危険性を認識し、日頃から交通ルールやマナーを遵守して運転するとともに、子どもや高齢者などの近くを通過するときは、徐行するなど思いやりを持った運転をしましょう。
- ●地域住民の防災、防犯意識や自分たちで地域を守る意識を高めましょう。
- ●地域の自主防災組織の活動や防災に関する訓練、講座等に参加しましょう。
- ●自らの身の安全は自分で守る意識を持ちつつ,災害発生時において,要配慮者を支援しましょう。
- ●地域で防災訓練や避難所での対応訓練などを実施するとともに、非常時の備蓄や避難場所と避難経路の確認など、個人や家族でも災害時に備えましょう。

- ●関係機関・団体との連携により、高齢者等が参集するあらゆる機会を通じて防犯や交通安全に対する 講習会・教室等を実施し、意識啓発や地域での防犯・交通安全活動の促進を図ります。
- ●高齢者が被害に遭いやすい振り込め詐欺等について、消費生活相談などを通じて被害防止に努めます。
- ●住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等

を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図ります。

- ●防災訓練等を通じて、消防、警察など防災関係機関と連携し、災害時の初動体制の強化に努めます。
- ●避難行動要支援者の把握に取り組み、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防組合等 と連携し、災害時の安全確保に努めます。
- ●災害発生時の安否確認,避難支援体制の構築,避難後の生活への配慮や福祉避難所の指定等,要配慮者や避難行動要支援者に配慮した防災対策を推進します。
- ●災害後の復旧に向けて,関係機関や社会福祉協議会災害ボランティアセンターと連携を図り,速やかな復旧支援に努めます。





- 65 -	
--------	--

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進と評価

地域福祉計画は、地域福祉を総合的に推進するための指針であることから、福祉分野の各計画である 「高齢者計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画」、「子ども子育て計画」などについて、横断的な協議、意見交換を行います。

本計画の推進を図るため、地域住民、自治会、自主防災組織、福祉事業者、社会福祉協議会及び行政 の協働のもと、推進体制を整備し、各事業の実施状況の把握・評価を行っていきます。

また,各種感染症の拡大・流行の防止に対する各種施策を実施し,本計画の円滑な推進を図ります。

2 各種連携・協働による地域福祉の推進

(1) 市民・地域との協働

市民が住み慣れた地域で共に暮らしていくためには、市民一人ひとりが、地域社会の一員であることの自覚を持ち、福祉に対する意識や認識を高め、地域の問題に関心を持ち、地域の担い手として、 積極的に地域福祉活動に参画できる仕組みづくりが必要です。

そのため、市民と行政が、より相互理解を深めることができるよう、地域福祉計画や地域福祉に関する情報を広報誌やホームページなど多様な媒体を活用し、広く市民に周知し、意識啓発を図ります。

また、地域福祉活動に主体的に参加できるよう、意識の高揚と人材育成を推進し、地域住民と行政 が相互に連携を図りながら、役割を果たしていける基盤づくりを進めます。

(2) 阿久根市社会福祉協議会との連携

平成 12 年の社会福祉法の改正により、社会福祉協議会は社会福祉法人のなかでも、特に地域福祉を推進する中心的な団体であると規定され、地域住民や幅広い福祉関係者の参加により、時代の変化と地域に密着した福祉サービスや福祉活動事業を実施しており、民間福祉団体の先導役としての中心的な役割を果たしています。

また,阿久根市社会福祉協議会が策定することとなっている地域福祉活動計画は,本計画の理念と 目指す姿を踏まえ,その実現に向けた行動計画となります。

今後は「地域福祉活動計画」策定に向け、阿久根市社会福祉協議会と情報を共有し、連携を強化するとともに、本計画との整合を図ります。

(3) 関係機関との連携

地域福祉の推進にあたっては、地域福祉の推進に向け、地域住民、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、地域で活動する団体、福祉事業関係者などが、それぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して主体的に取り組むことが必要です。

このため、各主体に対して、地域福祉に関する情報を発信するとともに、地域における地域包括支援センター、子育て支援センターなどとの連携・協働の取組を促進し、効果的な地域福祉の推進を図ります。

(4) 庁内の関係部署との連携・情報共有

福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、単独の相談機関では十分に対応できない、いわゆる「制度の狭間」の課題の解決を図る観点から、庁内の関係部署による横断的な連携や調整機能を強化するため、地域福祉計画庁内定・推進会議において、地域福祉に関わる情報共有の徹底を図るとともに、進行管理の報告を行います。

また、関係部署が同じ方向に向かって施策・事業を推進していくためにも、計画を周知し、各種連携・情報共有を図るとともに、情報の共有化と連携を図りながら、本計画の推進に取り組みます。

3 計画の周知

地域福祉は、行政だけでなく、担い手となる市民、事業者、関係団体等が互いの特性や能力を発揮し、 連携・協力しながら一体となって取り組んでいくことが大切です。

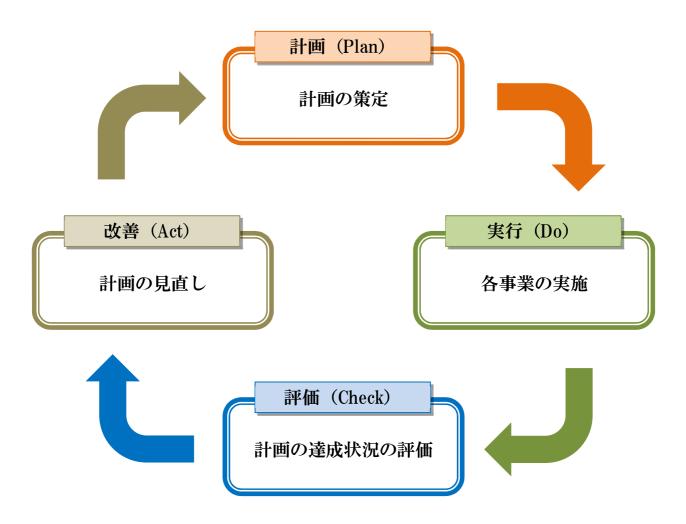
地域福祉計画・地域福祉活動計画を実行性のあるものとして推進していくためには、本計画が目指す 地域福祉の方向性や諸施策、活動内容についての十分な周知、そして理解が得られることが重要です。 そこで、広報誌やホームページなど多様な媒体を活用することによって、本計画の進捗状況などを公表 し、地域福祉について幅広い啓発に努めます。

4 計画の進行管理

本計画は、「阿久根市まちづくりビジョン」における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画であり、地域福祉を推進する基本計画でもあります。

本計画の実効性を確認するため、計画の進捗状況を定期的に点検・評価するとともに、社会状況や国の福祉制度の状況を把握し、見直し・改善を行うなど適切な進行管理に努めます。

計画の進捗状況の点検・評価については、PDCAサイクルの考え方に従って、進行管理を実施し、計画全体の継続的な評価・改善を行うことにより、計画を推進し、次期計画へとつなげていきます。



資料編

1 阿久根市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく地域福祉計画を策定するため、阿久根市地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 地域福祉計画の策定に関する事項
 - (2) その他計画策定に関し必要な事項

(委員)

- 第3条 委員会の委員は、15人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。
 - (1) 社会福祉団体の関係者
 - (2) 高齢者団体の関係者
 - (3) 障がい者団体の関係者
 - (4) 保健・医療の関係者
 - (5) 児童福祉の関係者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) その他市長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長は必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が定められていない場合にあっては、市 長が会議を招集する。

2 阿久根市地域福祉計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

番号	所 属(組織名)	役 職	氏 名
1	阿久根市社会福祉協議会	事務局次長	川原 泰博
2	阿久根市民生委員・児童委員協議会	会 長	井上 浩一
3	阿久根市さわやかクラブ連合会	会 長	山口 士郎
4	阿久根市身体障害者福祉協議会	副会長	長谷川 勉
5	出水郡医師会阿久根・長島支部	出水郡医師会広域 医療センター院長	今村 博
6	阿久根市子ども会育成連絡協議会	会 長	髙﨑 良二
7	出水保健所	所 長	揚松 龍治
8	鹿児島県立出水養護学校	校長	中釜 和幸
9	阿久根警察署	生活安全刑事課 課長代理	岩田純
10	阿久根市女性団体連絡会	会 長	髙村 和惠
11	阿久根市健康増進課	国保係主査	尾上 京子
12	阿久根市介護長寿課	地域包括支援係長	寺園 勝夫
13	阿久根市教育委員会学校教育課	教育保健係長	鳥羽瀬のやす子

3 用語解説

<あ>

ICT

「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略称で、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。情報技術(IT)を拡張した用語であり、電話線やワイヤレス信号による通信とコンピュータ、そして主要な企業アプリケーション、ミドルウェア、ストレージ、視聴覚システムなどを統合し、利用者が情報をアクセス、保存、送信、操作できるようにする技術のこと。

SDGs

「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称で、2000年に国連のサミットで採択された「MDGs (エムディージーズ/ミレニアム開発目標)」が2015年に達成期限を迎えたことを受けて、MDGs に代わる新たな世界の目標として定められたもの。2015年9月の国連サミットで採択され、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成する目標となっており、先進国と途上国が一丸となって達成すべき目標で構成された国際社会共通の内容となっている。

SNS

「Social networking service (ソーシャル・ネットワーキング・サービス)」の略称で、Web 上で社会的ネットワーク (ソーシャル・ネットワーク) を構築可能にするサービスのこと。友人同士や同じ趣味を持つ人同士、近隣地域の住民が集まったりするなど、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスなどがある。

<カュ>

グローバル・パートナー・シップ

世界平和・環境問題など世界的問題の解決のため、地球規模の協力関係を提携し共同で解決していこうという在り方。

ゲートキーパー

地域や職場,教育,その他様々な分野において,身近な人の自殺の危険を示すサインに気づき,適切な対応(悩んでいる人に気づき,声をかけ,話を聞いて,必要な支援につなげ,見守る)を図ることができる人のこと。「命の門番」とも言われている。

子育て支援センター

保健師等の専任の子育てアドバイザーが乳幼児とその保護者を対象に、地域の保育所の協力を得て、育児不安や出産・子育てに関する様々な相談指導や子育て情報の提供、子育てサークルの育成支援を行なったり、親子のふれあい遊びや育児講座などを行っている。また、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供している。

<さ>

在宅高齢者福祉アドバイザー

寝たきりやひとり暮らしの高齢者等を訪問し、「高齢者への在宅在宅福祉サービスの情報 提供」、「在宅福祉サービスに対するニーズを掘り起こしと具体化」、「高齢者ごとの在宅福祉 利用計画づくりの推進」など、在宅福祉サービスの円滑かつ効果的な推進を図るボランティ アのこと。

性的マイノリティ

同性が好きな人やレズビアン(女性の同性愛者),ゲイ(男性の同性愛者),バイセクシュアル(両性愛者),トランスジェンダー(心の性別と体の性別が違う人,性別に違和感をもつ人)などの方々の総称。恋愛対象として好きになる人の性がないという人や,自分の性別を決めていない,または男女どちらでもあると感じている人,自分の性を決められない,または迷っている人など,数えきれないほどの形がある。

<t>>

ダブルケア

子育てと親や親族の介護が同時期に発生し、複数のケアに携わる状態のこと。

地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう,高齢者の心身の状況や生活の実態,必要な支援等の把握,利用者からの相談等を通して,地域における適切な保健・医療・福祉サービスの利用につなげる支援を実施している機関。

<は>

8050 問題

引きこもりの若者が存在していたがこれが長期化した結果,収入が無い「80」代の親が「50」 代の子どもの生活を経済的に支えているという問題のこと。

避難行動要支援者

要配慮者のうち,災害が発生し,又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人のうち,円滑かつ迅速な避難の確保を図るため「特に支援を要する人」のこと。

<%>

要配慮者

災害対策基本法の規定により,災害時の避難行動や情報受伝達,避難生活等に「特に配慮を要する人」であり,「高齢者,障害者,難病患者,乳幼児,妊産婦,外国人など,特に配慮を要する人」のこと。

<ら>

隣保協同

隣近所の家々や人々同士で, 役割を分担しながら力と心を合わせて助け合うこと。

ライフステージ

人間の一生において節目となる出来事(出生,入学,卒業,就職,結婚,出産,子育て,退職等)によって区分される,幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの生活環境の段階のこと。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。

阿久根市 地域福祉計画

【令和3 (2021) 年度~令和7 (2025) 年度】

発 行:阿久根市役所 福祉課

発行年月:令和3年(2021年)3月

〒899-1696 鹿児島県阿久根市鶴見町 200 番地

TEL (0 9 9 6) 7 3 - 1 2 4 0 FAX (0 9 9 6) 7 3 - 0 2 9 7